

拷問等禁止条約第 19 条第 1 項に基づく

第 2 回日本政府報告書審査に関する

日弁連報告書

2013年2月25日

日本弁護士連合会

## 第 1 条及び第 4 条

1 . 前回の最終見解において拷問禁止委員会（以下「委員会」という）より勧告された，拷問等禁止条約第 1 条に含まれている拷問の定義を国内法に取り入れるためにとった措置につき情報を提供されたい（最終見解パラ 1 0）。特に，刑法における「精神的拷問」の定義，及び，該当する行為に対する罰則についての情報を提供されたい。

さらに，締約国の刑法が，あらゆる職種の公務員，又は，公務員若しくはその他の公的資格で行動する個人の扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下で行動する個人を含め，公的資格で行動する個人を対象としているのか否かにつき説明されたい。

### 1 政府報告書の記載

日本政府回答は，刑法に拷問あるいは精神的拷問の定義規定が存在しないことを認めている。他方で，日本政府回答は，身体的拷問や精神的拷問が，刑法に規定された公務員に関する，あるいは一般的な犯罪類型に該当しうること，公務員以外の者にも共犯規定の適用があることを理由に，刑法に拷問の定義規定のないことを正当化している。

### 2 政府回答の問題点

しかし，現行法上の解釈によって拷問あるいは精神的拷問の処罰が理論上可能だということだけでは拷問を防止するために効果的であるとは言えない。刑罰によって禁止される拷問にあたる行為を公務員及び市民が明確に認識できるように，他の犯罪と識別できる形で精神的拷問を含む拷問行為が規定されるべきである。

また，典型的な拷問行為に適用されると考えられる特別公務員暴行陵虐罪，特別公務員暴行陵虐致死傷罪等の犯罪類型は，厳格な意味で公務員の身分を有するものにしか適用されず，そのような身分を有しない公的資格で行動する者には，適用されない。日本政府は，共犯規定の適用を述べるが，正犯として処罰されるべき公務員の行為が存在しない場合には，公的資格で行動する者に対するそれらの犯罪類型の適用はない。

日本政府に対し，前回の最終見解パラグラフ 1 0 における勧告を再度行っていただきたい。

## 第 2 条

2 . 前回の最終見解において、委員会は、被逮捕者を長期にわたって勾留しておくために「代用監獄」という監獄の代用制度が広範かつ組織的に利用されていることに深い懸念を表明した（最終見解パラ 15）。この懸念に対応するために締約国がとった措置についての情報を提供されたい。特に、以下に関する措置につき情報を提供されたい。

( a ) 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」にて明記された、捜査と留置の機能を分離するという原則を実行すること。この観点から、これらの機能の分離に関する同法の内容につき詳しく説明されたい。

### 1 政府報告書の記載

政府報告書は、捜査と留置の機能を分離するという原則を実行する目的でとった措置について、人権に配慮した処遇を行うための制度として

- (1) 警察庁又は警察本部の職員が留置施設を巡回する制度
  - (2) 留置施設視察委員会が留置施設を視察して留置業務に関する意見を出す制度
  - (3) 被留置者からの不服申立てを処理する制度
- を挙げている。

また、政府報告書は、具体的な措置としては、

- (4) 捜査員が留置施設に入ることを禁止する。
- (5) 捜査に伴って被留置者を出入場させる際には、留置主任官の承認を必要とするとともに、被留置者の出入場の時刻を留置担当官が逐一記録する。
- (6) 就寝又は食事の時刻経過後においても引き続き取調べが行われているときは、留置主任官が捜査主任官に対して取調べの打切りの検討を要請する。
- (7) 原則として被留置者は留置施設内で食事をとることとし、捜査員が取調べ室等で食事をとらせることを禁止する。
- (8) 被留置者の護送は留置主任官の責任において行い、戒護員には留置部門の者（留置部門の者のみでは必要な護送体制をとること

ができない場合には原則として捜査を担当しない部門に属する者)を指定し、当該被留置者に係る捜査に従事している者を戒護員に指定することは認めない。

## 2 政府報告書の問題点

しかし、政府報告書が指摘する措置は、いずれも捜査と留置の分離を徹底するためには、不十分なものである。

- (1) 捜査と留置の分離は、巡回において点検される多くの項目のうちの一つに留まる。また、警察庁が行う巡回は数年に一度であり、警察本部が行う巡回は年に一度程度に留まっている。さらに、それぞれの巡回にかけられる時間は数時間程度である。したがって、実際に捜査と留置の分離が守られているかどうかを厳密にチェックすることはできない。
- (2) 留置施設視察委員会から実際に捜査と留置の分離の点に着目した意見が出されることは稀である。弁護士会の推薦する弁護士が委員に選任されない場合があり、そのようなケースでは捜査と留置の分離という問題自体が、委員会のメンバーによって認識される保障がない。さらに、留置施設は、各都道府県内に多数存在するため、委員会が年間に視察できる施設の数は限られている。
- (3) 被留置者からの不服申立て制度については、捜査と留置の分離に関しては実効性に乏しい。なぜなら、捜査と留置の分離に関して不服を申し立てることができるのは、3種類ある不服申立制度のうち、「苦情の申出」に限られる。そして、苦情の処理について各都道府県公安委員会はもとより、警察外部の第三者によるチェックを受けることはない。
- (4) 具体的措置として挙げられている各項目については、必要な場合に内部での「指導」がなされるだけであり、これらに違反した場合の制裁が規定されていない。

また取調べの「打ち切り検討要請」は、言葉のとおり、あくまで取調べを打ち切るよう検討して欲しいという要請に過ぎず、強制力はない。

さらに、捜査員による護送業務については、当該捜査員が現実に担当している被疑者の護送業務が禁じられているだけで、それ

以外の被疑者の護送に関わることは禁止されていない（後記3参照）。

(5) 上記のほか，捜査と留置の分離のために新たにとられた措置はない。

### 3 捜査と留置の分離に関する法の内容について

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第16条第3項は「留置担当官は，その留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。」と規定している。

捜査と留置の分離に関する規定は，この規定だけであり，捜査員が留置業務を担当してはならないという規定は存在しない。

現に当該被疑者の捜査を担当している捜査員が当該被疑者の護送業務を担当することになると，護送業務を担当することになった時点で留置担当官となり，法第16条第3項によって，当該被疑者の捜査に従事することができなくなるので，当該捜査員が現実に担当している被疑者の護送業務はできない。しかし，捜査を担当する部門に属する警察官が護送業務その他の留置業務を担当することは，法によって禁じられていない。

前回の最終見解第15項（a）で勧告された法改正は行われていない。

（b）国際的な最低水準に合致するよう，被留置者が留置施設に身柄を拘束され得る日数を削減すること。

#### 1 政府報告書の記載

政府報告書は，被疑者である被留置者が留置施設に逮捕・勾留される期間について，厳格な司法審査を要求していること，最長でも23日間に制限していることから，適正かつ合理的であるとしている。

#### 2 政府報告書の問題点

最終見解が，被留置者が留置施設に身柄を拘束され得る日数最長23日間にも及ぶことについて国際的な最低水準に合致しないものとして，これを削減することを求めているのに対して，政府は報告書において，そもそも23日間は適正かつ合理的であるという回答

を繰り返しており、削減することを毛頭考えていない。

被疑者を拘置所ではなく、留置施設に勾留するのは、取調べの便宜のためである。

留置施設は、捜査機関と同じ組織に属している。そのような留置施設での身体拘束は、取調べを受けている被疑者にとって、拘置所での身体拘束以上に、大きな圧力となる。

政府は、このような圧力を取調べで自白を獲得するために利用する目的で、日数削減に応じようとしないのである。

その結果、意に反して虚偽の自白をさせられる事態が後を絶たない。

日本政府に対し、前回の最終見解第15項における勧告を、再度繰り返されたい。

(c) すべての被留置者が、嫌疑をかけられている犯罪の種類にかかわらず、逮捕された時点から弁護を受けられるよう確保すること。

#### 1 政府報告書の記載

日本政府の回答は、刑事訴訟法の条文により被疑者に弁護人選任権が保障され、被疑者に国選弁護人を付することができるという制度が導入され、2009年5月からその対象事件が必要的弁護事件に拡大したとの部分的な改正につき、述べているに過ぎない。

#### 2 政府回答の問題点

日本政府報告書に記載のとおり、刑事訴訟法により全ての被疑者に弁護人選任権が保障されているのは事実だが、それと実際に弁護人の援助を受けられるのとは別の問題である。

確かに、2009年5月以降、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件については、国選弁護人が付することができることとされたが、しかし、未だに全事件に拡大されてはいない。したがって、全ての被疑者が、嫌疑をかけられている犯罪の種類にかかわらず、弁護を受けられるようになっているわけではない。

法務大臣の諮問機関である「法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会」の審議が2011年に開始され、同部会が2013年1月

に取りまとめた「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」(以下「基本構想」という。)では、被疑者が勾留されたすべての事件について国選弁護制度の対象事件とすることについて具体的な検討を行うこととされた。

しかし、国選弁護人が利用可能なのは、逮捕されてから直ぐというわけではなく、逮捕されてから72時間経ち、被疑者が裁判所に引致され裁判官により勾留が決定された後に限られる。

基本構想では、逮捕段階において弁護人の援助を得る仕組みを設けることについても検討する余地を残したものの、逮捕段階で国選弁護人を選任できる制度について具体的な検討を始めることにはなっておらず、実現のめどはたっていない。

以上から明らかなおり、逮捕された時点から弁護人の弁護を受けられるようになっているとは言えない状況である。

日本政府に対し、全ての被留置者及びその弁護人が防御の準備を速やかに行うことができるようにするために、被留置者が、嫌疑をかけられている犯罪の趣旨にかかわらず、逮捕された時点から国選弁護を受けられるよう、勧告を行っていただきたい。

(d) 留置施設における被留置者が、實際上、適切に弁護人にアクセスでき、また、取り調べに弁護人が同席できるよう確保すること。

## 1 政府報告書の記載

日本政府の回答は、弁護人へのアクセスについては接見交通権を保障する刑事訴訟法第39条の条文を紹介しているにすぎず、取調べにおける弁護人の立会いについては、捜査側からの問題点を指摘するのみである。

## 2 政府報告書の問題点

### (1) 弁護人のアクセスについて

日本政府報告書記載のとおり、刑事訴訟法第39条第1項により、条文上では接見交通権は保障されている。しかし、同条第3項により、検察官等の捜査機関側が接見日時の指定をできるようになっており、現在においても接見交通権の妨害をめぐる国家賠償請求訴訟がいくつも提起されている現状である。したがって、

「いつでも」「直ちに」「その場において」アクセスが認められているわけではない。

## (2) 取調べにおける弁護人の立会いについて

取調べにおける弁護人の立会いは全く認められていない。理由として日本政府報告書に記載されている事柄は、検証によって裏づけされていない。日本政府は、この取調べへの弁護人の立会いの実現については、全面的な反対の立場を崩してはいない。

前述の法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会においても、被疑者取調べへの弁護人の立会いについて議論されたが、取調べへの支障が大きいとして捜査側からの強い異論が出され、この部会において結論を得ることは困難として、この部会での検討課題からはずされた。

日本政府に対し、取調べに弁護人が立ち会える法制度を速やかに確立するよう求める旨の勧告を行っていただきたい。

(e) 弁護人が防御の準備を行うことができるよう、弁護人が全ての関係する警察記録を起訴後に閲覧できるよう確保すること。特に、起訴に当たりどの証拠を開示するかを判断する権限が検察官に与えられていることに対する懸念に対処するためにとった措置につき詳述されたい。

### 1 政府報告書の記載

日本政府の回答によれば、検察官の取調べ請求証拠については弁護人に閲覧の機会が与えられるとの刑事訴訟法の条文、及び2004年の改正により、公判前整理手続が行われる事件において一定類型の証拠については証拠開示が拡大する旨の部分的改正が行われたことを紹介するのみである。

### 2 政府報告書の問題点

現在、被疑者の起訴後、弁護士が全ての関係する警察記録を閲覧できることを保障する制度はない。日本政府報告書に記載のとおり、刑事訴訟法改正により証拠開示を拡大する規定が設けられたが、これは裁判員裁判等のために公判前整理手続に付された事件に限られる。さらに同手続に付された場合においても、警察記録が全て閲覧できるわ



けではなく、刑事訴訟法の定める開示要件を充足する証拠に限られる。そのため、公判前整理手続において、証拠開示を巡り、弁護人が閲覧を請求した証拠について検察官がその閲覧を拒否したために裁判所の裁定を仰ぐ等の事態も生じており、そのため手続が長期化することもある。

前述の法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会による「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」では、現行の限定された証拠開示制度を前提としつつも、検察官が保管する証拠の標目等を記載した一覧表を交付する仕組みについて、導入するかどうかを検討することとされた。また、証拠開示手続を利用する前提で、被告人又は弁護人に公判前整理手続に付する請求権を与えることについても、導入するかどうかを検討することとされた。

しかし、現状では、弁護人は、検察官がどのような証拠を持っているのか全く分からず、検察官手持ち証拠のリストさえ開示されていない。前回の委員会の勧告から程遠い内容である。

日本政府に対し、弁護人が全ての関係する記録(少なくともそのリスト)を、起訴後に閲覧することができるよう確保する旨の勧告を行っていただきたい。

(f) 留置施設における被留置者が、迅速に適切な医療措置を受けられるよう確保すること。2007年、2008年及び2009年において被留置者が医師による医療措置を受けた回数についての最新の情報を提供されたい。

#### 1 政府報告書の問題点

留置施設においては、施設内の医療体制はない。医師ばかりでなく、看護師も勤務していない。

したがって、入所直後、緊急時の対応が十分でなく、疾病を悪化させ、死亡に至るようなケースも存在する。2012年1月から10月までに報道されたケースだけで次の5件の死亡事例が報道されている。

##### (1) ケース1

栃木県警鹿沼署の留置場で2011年12月、勾留中に糖尿病で死亡した中国人男性（当時30）について、同署が男性の主治医に病状等を確認していなかった。

留置管理課によると、同署員が昨年12月30日午前8時15分ごろ、同署留置場内で意識を失っている男性を発見。男性は病院に搬送されたが、同日午後に死亡が確認された。

同署は、男性に糖尿病の持病があることを把握し、警察医の診察を受けさせていた。持病がある場合は主治医から、病状や薬の処方状況等を確認するが、この男性については確認していなかった（2012年3月7日時事通信）。

## (2) ケース2

静岡県菊川署は2012年8月31日、20日に窃盗容疑で逮捕、勾留されていた男性容疑者（62）が同署の留置場内で死亡したと発表した。男性は31日午前11時ごろ、トイレでうずくまり意識がなくなっていた。救急車で病院に運ばれたが、同午後0時45分ごろ死亡したという。

男性は逮捕された日から腹痛を訴え、同署が常備する腹痛の薬を服用し、この日外部の病院で診察を受ける予定だった。同署は「必要な措置は講じており、問題はなかった」とし、死因を調べている。（2012年9月1日毎日新聞）

同県留置施設視察委員会の調査によれば、死因は腹膜炎とされている。通常腹膜炎による痛みは激しいものであり、外部病院への移送が遅れた疑いがある。

## (3) ケース3

2012年9月12日午前4時半ごろ、埼玉県飯能市の飯能署留置施設で、勾留中の男性（24）が意識を失って倒れているのを署員が発見。男性は病院に搬送されたが、約2時間後に死亡が確認された。同署は詳しい死因を調べている。

飯能署の調べでは、当時は就寝時間中で、嘔（おう）吐（と）するような声に気づいた署員が部屋に駆けつけたところ、男性が泡を吹き、呼吸のない状態で倒れていた。男性に外傷はなかった。

同署によると、男性は3日前に食欲不振を訴え、医療機関で急性

胃炎と診断され、投薬を受けていた。容体急変の約30分前、巡回の署員が近くで様子を確認する等していたが、直前まで異常はなかった（2012年9月12日産経新聞）。

#### (4) ケース4

静岡県磐田署は23日、窃盗罪で起訴され、同署留置場に勾留中だった女性被告（27）＝掛川市＝が死亡したと発表した。病死とみられる。同署によると、22日午後3時ごろ、署員が被告に呼びかけをしたところ、応答がなかったため市内の病院に搬送され、入院していた。

被告は窃盗容疑で逮捕され、8月2日から留置場で勾留されていた。食事をして吐く等を繰り返し、同署は健康診断を受けさせていた。被告に外傷はなく、病死の可能性が高いという。詳しい死因は調査中（2012年9月24日毎日新聞）。

同県留置施設視察委員会の調査に拠れば、この被告は拒食症で体重が20kg台だったということであり、勾留を継続したこと自体の相当性に疑問がある。

#### (5) ケース5

2012年10月4日午前7時ごろ、木津署内の留置施設で、勾留中の男性被告（30）が布団の中で意識を失っているのを署員が発見した。男性は搬送先の病院でまもなく死亡した。同署によると、男性には心臓病の持病があり、これまでも3回、留置施設で発作を起こし病院に救急搬送されていた。同署は病死の可能性が高いとみて、死因の特定を急いでいる（2012年10月4日産経新聞）。

これらの事例に共通している特徴は、医療上の必要がある状態であるのに、必要な医療が必要なタイミングで提供されなかったということである。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 留置施設においても、看護師資格を持つ留置担当官を採用する等の方法により、看護師の常勤を義務とすべきである。大規模な留置施設には常勤医の配置を検討すべきである。
- 2 外部医療との組織的連係を強め、拘禁時の薬の継続服用の中止等

の医療の中断による疾病の悪化を防ぐための制度を設けるべきである。

(g) 公判前段階における身柄拘束について現行とは別の措置を採用すること，及び，起訴前保釈制度を設けること。

#### 1 政府報告書の記載

日本政府の回答は，現行の規定で十分であり，起訴前の保釈制度を含め，現行とは別の措置を採用する必要はない，とするものである。

#### 2 政府報告書の問題点

(1) 政府は，我が国においては，任意捜査が原則であり，被疑者の逮捕・勾留は極めて限られた範囲で行われるとする。

刑事訴訟法第197条が任意捜査の原則を定めたものであると読めるとしても，現実には，被疑者の身体拘束が極めて限られているなどとは言えない。

2011年における検察庁既済事件(一般刑法犯及び道交法違反を除く特別法犯に限り，少年事件を含む)の全被疑者(法人を除く)に占める逮捕された被疑者の比率は31.1%であったが、逮捕された被疑者の93.1%について勾留請求がなされており，検察庁既済事件の中には軽微な事件も含まれていることに鑑みれば，任意捜査が原則となっているとはいえない。

(2) また，政府は，逮捕及び勾留が，あらかじめ裁判官の審査を経た上で行われている旨も主張する。

しかし，検察官による勾留請求がなされたもののうち，却下されるものは，近年若干増えてきているとはいえ，2011年でも，わずか1.466%程度にすぎない。

さらに，政府は，短い勾留期間中にも十分な司法審査が行われているとともに，必要な場合の釈放の措置も備えているとする。刑事訴訟法上は，勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは，裁判所は勾留を取り消さなければならない，とされている。また，裁判所は適当と認められるときは，勾留の執行を停止することができる，とも規定されている。しかし，勾留延長は多く請求されて簡単に認められて，逮捕から起訴までの期間が，多くの事件は23日間

に及ぶ一方，勾留の取消し又は執行停止がされた例は，現実にはわずかであり，ほとんど機能していない。

(3) いったん逮捕され勾留されると，被疑者は職を失い，生活の基盤を根底から奪われる可能性が高い状況を踏まえ，起訴前保釈制度を設けることとともに，現行とは別の措置の採用が必要である。

前述の法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会による「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」では，勾留（身体拘束）と在宅（全く行動の自由に対する制限のないもの）の間の中間的な処分を設けることについて，導入するかどうかを検討することとされた。

現行法上は，身体拘束をするか否かの二者択一となっているが，全く自由の制限がない任意捜査には適さないが，身体拘束が必須というわけではない場合もあるのであり，身体拘束は最後の手段として行うべきことから，そのような場合には，住居の制限，特定の人物との接触禁止，特定の場所への立ち入りの禁止等を命じ，それに違反した場合にはじめて勾留することができるとする中間的形態の制度を導入すべきである。日本政府に対し，身体拘束と全く行動の自由に対する制限のないものの中間的形態の制度を採用すること及び起訴前保釈制度を創設する旨の勧告を行っていただきたい。

3．拷問禁止委員会及び自由権規約委員会は，特に，公判前勾留の実施について司法による効果的な監督がないこと，及び無罪判決に比べ有罪判決の数が不均衡に高いことにかんがみ，刑事裁判において主に自白に基づく有罪判決の数が多きことに深い懸念を表明した（拷問禁止委員会最終見解パラ 16 及び自由権規約委員会最終見解パラ 5）。こうした懸念に対応するためにとった措置についての情報を提供されたい。

#### 1 政府報告書の記載

日本政府の回答は，現在の状態に対する何らの問題意識がない旨の記載となっている。

#### 2 政府報告書の問題点

前回の拷問禁止委員会最終見解及び自由権規約委員会最終見解により深刻な懸念が表明されたにもかかわらず、現在に至るまで何らの措置も取られていない。したがって、両見解で示された状況は全く変わっていない。

その実態は、パラグラフ 2 ( g ) 並びにパラグラフ 1 4 ( a ) 及び ( b ) で述べているとおりであり、前回の両委員会の懸念に対応するための措置は取られていない。

日本政府に対し、前回の最終見解パラグラフ 1 6 及び自由権規約委員会最終パラグラフ 5 と同様の勧告を行っていただきたい。

4 . 前回の委員会の最終見解を踏まえ、警察による身柄拘束の外部監視の独立を保障するためにとった措置についての情報を提供されたい ( 最終見解パラ 1 5 ) 。この観点から、「留置施設視察委員会」の構成及び機能につき詳述されたい。

#### 1 政府報告書の記載

政府報告書は、留置施設視察委員会の委員の構成や、委員会の活動内容、委員会が留置業務管理者に提出した意見の内容、この意見を受けて留置業務管理者が講じた措置によって被留置者の処遇が更に適正化されていること、これらの意見と留置業務管理者が講じた措置が各警察本部のホームページで公開されていること等を述べている。

#### 2 政府報告の問題点

##### (1) 弁護士会推薦の弁護士が選任されていない委員会があること

政府報告書は、2010年6月現在、全国で51ある委員会のうち、弁護士はすべての委員会で委員に選任されているとしている。

しかし、2007年6月に留置施設視察委員会が発足して以来、すべての委員会で弁護士が委員に選任されていたのは、2010年度だけである。

2011年度には、福島県弁護士会が、推薦の求めに応じて弁護士を委員に推薦したが、福島県公安委員会は、その弁護士を選任せず、福島県留置施設視察委員会には弁護士が不在となった。

2012年度は、福島県弁護士会には推薦の求めも来ておらず、引き続き、福島県留置施設視察委員会には弁護士が不在である。

最も外部監視が必要な捜査と留置の分離について十分なチェックを行い意見を述べるためには、実務に精通している弁護士が不可欠である。また、恣意的な人選を排除し、真に第三者委員会の実態を備えさせるためには、弁護士会推薦の委員が不可欠である。

## (2) 活動内容，意見の内容，公表の在り方

委員会が視察，面接等の活動を行い，意見を述べることで，被留置者の処遇の改善に役立っていることは事実である。しかし，委員会によっては，警察の立場での意見を多く述べる等，第三者的立場での外部監視としての機能を果たしていない委員会もあり，留置施設視察委員会が全体として十分な機能を果たしているとは言い難い。

その原因の一つは，すべての委員会に弁護士会推薦の弁護士がいるわけではないことである。もう一つの原因は，視察すべき施設に比べて委員の数が少なすぎることである。そのために，委員は，施設を見て回ることに時間を費やさざるを得ず，委員会として会議を開催して討議するとか，施設の視察だけではわからない事項について，簿冊を点検したり，面接を十分活用するということができている。

意見と留置業務管理者が講じた措置は，各警察本部のホームページで公開されているが，各警察本部のホームページの中のどこに記されているのかがわかりにくいものもある。また，意見や講じた措置について，全国の状況をまとめて見られる記録はない。

日本政府に対し，前回の最終見解第15項における勧告を，再度繰り返されたい。

5．死刑執行の即時モラトリアムに関する締約国の立場についての最新情報を提供されたい。さらに，以下のような手続面の改革がとられたか，あるいは公式に検討中であるのか説明されたい。

### 1 政府報告書の記載

政府は，明確に死刑執行の即時モラトリアムを拒否している。

## 2 政府回答の問題点

政府回答は、「国民世論の多数が、極めて悪質・凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていること」を根拠の一つに挙げている。しかし、政府が依拠する2009年実施の世論調査は、「どんな場合にも死刑は廃止すべきである」のか、それとも「場合によっては死刑もやむを得ない」のかを問うものであり、調査手法として不適當である。さらに、政府は国民に対して死刑に関する基本的な情報を提供していない。また、モラトリアム後に死刑執行が再開された場合の非人道性を挙げながら、執行時期を知らせることなく、死刑確定者に日々執行の恐怖を与えることの非人道性について否定している。

(a) 恩赦，減刑，刑の一時執行停止が，死刑判決を受けた者に対して真に与えられるか。締約国の前回の報告審査以降，かかるケースが何件あったか。

### 1 政府報告書の記載

政府は、恩赦につき、制度の説明をしているのみで、委員会の問いに正面から答えていない。

### 2 政府回答の問題点

死刑確定者に対する恩赦は、2007年以降はもちろん、1975年を最後に一件もなく、したがって恩赦、減刑が与えられることは事実上ない。

刑の執行が停止された事例について、政府は「把握していない」とするが、死刑の執行停止は法務大臣の命令によるのであり、事実はあるかないかのいずれかであり、把握できないはずがない。なお、刑の執行停止によるか否か不明だが、再審請求や恩赦出願といった事情がないにもかかわらず死刑の執行が長期間なされておらず、事実上、心神喪失を理由とした執行停止が疑われる事例がある。

(b) 上訴の権利は、すべての死刑事件につき義務的か。

### 1 政府報告書の記載

政府報告書は、義務的上訴制度はないが、上訴の権利は保障され



ていると述べる。

## 2 政府回答の問題点

2012年10月現在，裁判員裁判（2009年導入）によってすでに15件の死刑判決が下され，うち3件が確定している。これらはいずれも，被告人が上訴を取り下げたことによる確定である。また1993年以降，死刑を執行された人の30%以上は，上訴の権利を最後まで行使することなく確定している。したがって，上記の権利が実質的には保障されているとはいえない。義務的上訴制度を導入しない限り，同様の傾向が続く危険がある。

（c）再審手続や恩赦の要請があれば，死刑の執行は一時停止されるか。死刑執行手続の簡素化についての2007年9月の法務大臣の提案の位置づけ及びその内容につき詳述されたい。これにより，死刑確定者は係争手続が終了した後6箇月以内に自動的に死刑執行がなされるのか。

## 1 政府報告書の記載

政府報告書は，再審請求，再審開始決定，恩赦の出願によって死刑の執行が停止される制度にはなっていないが，再審請求があった場合には検察官が，また再審開始決定があった場合には裁判所が，それぞれの裁量によって死刑の執行停止を決定することができる，とする。また，2007年9月の法務大臣の提案は，現在の法律を改正すべきと言う趣旨ではなく，死刑判決確定から6か月以内に執行するとの規定については，慎重な検討の上，命令を発するとして，明確な回答を避けている。

## 2 政府回答の問題点

再審手続と死刑の執行停止に関する法制度の説明は，政府回答のとおりである。しかし，現実には，死刑確定者からの再審請求があった場合に，検察官が死刑の執行を停止した例はない。また，死刑事件に対する再審開始決定については，1980年代に4件の決定があった以降，長く途絶えていた。その後，2005年に名張毒ぶどう酒事件において，名古屋高裁が再審開始を決定したが，その後別の裁判所により取り消され，現在も係争中である。

死刑判決の確定から6箇月以内の執行を規定する刑事訴訟法第475条第2項については、これを訓示規定と解するのが政府の公式見解であり、6か月以内の執行命令が義務付けられていないことは明らかである。

(d) 再審に関する死刑確定者とその弁護人との間のすべての打ち合わせの秘密性は厳格に確保されているのか。

1 政府報告書の記載

政府は、再審開始決定が確定すれば、職員は面会に立ち会わず、また再審開始決定が確定していない場合には、各刑事施設の長が、個別具体的な事案において立会いの省略を含め、適切に判断していると回答する。

2 政府回答の問題点

(c) で述べたとおり、死刑事件に対する再審開始決定が確定する事例自体が、過去20年以上にわたって存在しない。

また、法は、「訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを相当とする事情がある場合において、相当と認めるとき」には立会い等をしないとされているにもかかわらず、再審弁護人と死刑確定者との間の面会にも、職員が立会するのが原則とされ、立会が省略されるのは例外的である。

日本政府に対し、第一回審査における委員会の勧告を誠実に履行するよう、再度勧告を行っていただきたい。

6. パリ原則に則った、独立した国内人権機構の設置に向けて締約国がとっている措置につき説明されたい。

1 実状に関する情報

2012年9月、人権委員会設置法案が閣議決定された。これによって法案が公表された。法案は、2002年に国会に提出された人権擁護法案と比べ、一定程度改善されていると評価できる。

2002年の人権擁護法案は、言論表現の自由を侵害する恐れがある等の問題があり、日弁連は強く反対し、廃案となった。

2008年、国連人権理事会が日本政府に対して国内人権機関の設置を勧告すると、日本政府は、「フォローアップを受け容れる」と表明した。

日本政府がこの表明を実行し、実際に法案の閣議決定まで進んだことは評価できる。

しかしながら、法案は、以下に述べるように、とりわけ委員会の独立性等になお問題を残している。

人権委員会が行政委員会として設置されることは評価できるが、その地方事務所についての構想があいまいである。法務省に属する地方の法務局職員が人権委員会の事務を兼務する点で独立性にかなり問題がある。公権力による人権侵害に対する救済システムが法案上明確にされていない。

## 2 要望する勧告の内容

- (1) 人権委員会の地方事務所を全国に8か所以上設置し、その人数と予算を十分に確保すること。
- (2) 法務省に属する地方の法務局職員が人権委員会の事務を行う場合は、その職員は法務局の外部機関として構成すること。
- (3) 公権力による人権侵害事案については、(1)の地方事務所が直接担当すること。
- (4) 人権委員会地方事務所は、各県で人権委員会の業務を行う(2)の職員を指導監督すること。
- (5) 公務所が人権委員会の調査に協力する義務を明記すること。
- (6) 国際人権法によって保障された人権の侵害も救済対象に含めることを明確にすべきである。

日本政府に対し、委員会が独立性を有するように法案が修正されて、国内人権機関が早期に設置されるよう勧告をしていただきたい。

## 第3条

7. 前回の委員会の最終見解及びそのフォローアップのためにラポルトツールから送付された情報提供要請に関し、拷問等禁止条約第3条の根幹をなすノン・ルフールマンの原則を国内法に担保し、庇護申請者が拷問を受けるおそれがあると信じるに足る実質的な理由がある

国への送還がなされないよう確保するため，締約国がとった措置につき最新の情報を提供されたい（最終見解パラ 14）。

1 政府報告書の記載について

政府報告書が述べる，出入国管理及び難民認定法第 53 条は，次に述べるとおり，実効性のある制度ではない。

2 制度の実状

(1) 保護制度の欠如

出入国管理及び難民認定法第 53 条は，在留を許可しない決定がなされた後，退去強制令書において示される送還先についての基準を定める。つまり，在留の許否の判断に関する規定ではない。

在留の許否の判断については，当該外国人が難民認定申請者である場合には出入国管理及び難民認定法第 61 条の 2 の 2 第 2 項に基づいて，それ以外の場合には入管法 50 条に基づいて在留の許否の判断がなされる。いずれの規定においても，出身国で拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠があるかどうかを審査すべきことは規定されていない。つまり，出身国において拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある者であっても，在留が許可される保障がない。

難民認定申請制度においても条約 3 条の規定が基準とされていない（質問 9（b）に対する回答 4 項参照）。

(2) 申立権の欠如

出入国管理及び難民認定法第 53 条は，外国人が，条約 3 条による保護についての審査を求める申請権を認めず，入管法 3 条の適用については，当局に委ねられている。

また，退去強制手続の担当職員の行動基準として法務省が作成した違反審判要領（2009 年 3 月開示）には，出身国において拷問を受けるおそれについて調査，質問をすることを指示する規定がない。

(3) 手続き保障の欠如

当局が，出入国管理及び難民認定法第 53 条に基づき，条約 3 条適合性を審査するについて，当該外国人のためのなんらの手続保障もない。すなわち，代理人を通じて主張をする制度，代理人

を選任するための法律援助の制度，当該外国人ないしその代理人  
が証拠を提出する制度，審査を行う当局者が当該外国人から事情  
を聴取する制度，当局が判断の根拠とする資料を開示する制度は  
存在しない。審査を行う当局者は，強制送還を決定する権限を持  
つ入管職員であって，審査の独立性はまったくない。

- (4) 法改正後今日まで，出入国管理及び難民認定法第53条3項2  
号が適用された事例についての情報は存在せず，適用された事例  
は存在しないと推測される。

日本政府に対し，以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 難民認定手続，退去強制手続の両方において，在留の許否の判断に際  
し，条約第3条の規定を基準とする審査が行われるべきこと，及び同規定に  
該当すると認められた場合の扱いを明らかにするよう法改正するべきで  
ある。
- 2 前項の審査及び出入国管理及び難民認定法第53条第3項第2号に  
基づく送還先の審査の両方において，代理人選任権，代理人選任につい  
ての法律援助，証拠提出の方法と機会の保障，証拠開示等の手続保障の  
整備，審査機関の独立性の確保をするべきである。

8．引渡しについての要請を受けたことがあるかにつき説明されたい。  
また，前回の報告提出以降に発生した引渡しや強制送還のすべての事  
案についての詳細な情報を提供されたい。

- 1 引渡，強制送還についての情報

- (1) 送還中の死亡事案とそれ以後の強制送還の自重状況

2010年3月22日，ガーナ国籍の男性（当時45歳）が，強  
制送還の過程で，入管職員による制圧行為を受けているときに死  
亡した。

彼は，オーバーステイとなった後に日本人女性と婚姻し，入国管  
理局に対して在留の正規化を求めたが，拒否され，彼の意思に反  
して強制送還が開始された。

当局は死因を不明と発表した。

同事案について検察庁は，公務員による暴行による死亡の疑い  
で捜査したが，2012年7月，起訴をしない判断を下した。た

だし検察庁と入国管理局は同じ法務省の組織である。

送還の過程で、入管職員は、法令にも内部規則にも使用の根拠がないタオル、結束バンドを、身体拘束のために利用した。また、手錠を足に掛けたが、内部規則は手首以外の部位への使用を禁じていた。

遺族は、入国管理局に対し、事件に関する記録の開示を求めたが、入国管理局は、裁判所による強制措置（証拠保全決定）がなされた以外は、開示をしていない。

遺族は、入管職員による過剰な制圧行為があり、それが死を招いたとして、補償を求めて提訴をした。裁判は係属中である。

- (2) 上記の事件以後、事件に関する独立した機関による調査と再発防止のための措置の検討は行われていない。また、送還を担当した職員が職務上の処分を受けたという情報はない。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 2010年3月に生じた強制送還時の死亡事件について、第三者機関による調査、再発防止措置の検討をするべきである。
- 2 強制送還時の取り扱いに関する不服申立てを二次的に審査する入国管理局から独立した機関を、遅滞なく設置すべきである。
- 3 前項が実現するまでの間、入国者収容所等視察委員会の職務に、強制送還時における有形力の行使の監督も含ませるべきである。
- 4 強制送還に際しての拘束具使用、有形力の行使の方法、基準について、法律で定め、過剰な有形力の行使を禁じるべきである。

9 .

(a) 弁護士、法的支援及び通訳人へのアクセスを含め、庇護申請や送還手続において適正手続を確保するためにとった措置につき詳細な情報を提供されたい。

#### 1 申請方法

- (1) 庇護を希望する意思を口頭で述べても、無筆あるいは身体の故障等により申請書を作成することができないと認められない限り、法令が定める申請書を作成、提出しないと、難民認定申請者として扱われない。

(2) 庇護を希望する意思を口頭で述べた者に対して、速やかに難民認定申請用紙を交付することを公務員に義務付ける法令、内規は存在しない。

空港で外国人が庇護を求める言葉を述べた場合に、入国管理局職員は、上陸許可に関する審査を終了して、退去を命じ、なお退去をしない者に対してだけ、難民認定申請用紙を交付することが実務慣行となっている。

2009年5月25日に関西国際空港に到着したコンゴ人母子は、6月3日に、入国管理局職員から口頭で「日本政府は申請者の申請を却下した」と言われ、退去命令を出された。母親がパニックになった。6月4日に2回目の退去命令が出され、「明日朝のバンコク行きの飛行機に乗らなければ、母親を娘と引き離し、逮捕して刑務所に入れる。」と入管職員から言われた。同日弁護士が面会するまで、入国管理局は難民申請用紙を本人に渡していなかった。

(3) 一時庇護上陸許可制度があるが、同審査は、代理人選任権、却下決定に対する異議申立権、証拠提出の方法や機会の保障、当局が保有する資料の開示の制度がない。また、申請から数日で結論が出される。このように、申請者に対して極めて不利な制度であり、許可例は極めて少ない。

庇護を求める言葉を述べた外国人が、上陸許可に関する審査の結果、退去命令を受けて、庇護を受けることを断念して、難民認定申請をすることなく帰国した事例がある。

## 2 制度的改善の欠如

法律援助法において難民認定手続が適用除外とされていること、難民認定手続においては異議手続において代理人選任権があるが一次審査手続では代理人の選任が許容されていないこと、申請者が提出する資料について翻訳の添付を要求されること、審査機関が用意する通訳人の資格に制限がなく、十分な能力を有しない通訳人の事例があることについて、なんらの改善もない。

## 3 保護者のいない児童の手続の未整備

(1) 未成年の難民認定申請者の審査手続については、16歳未満の者が、父母、配偶者、親族がその者によって申請を行うことが

できるという規定（出入国管理及び難民認定法施行規則第55条第3項）のほかに，未成年であることを考慮した規定がない。

(2) 未成年の庇護希望者は，16歳未満であっても，親族以外の者が代わって難民認定申請をすることができないから，協力する親族がいないと難民認定申請をすることが困難である。また，16歳以上の未成年の庇護希望者については，代理人による申請が許されない。

未成年の庇護希望者が，監護をする者がいない場合に，代理人や援助者を付することを保障する制度はなく，入国管理局はそのような措置をとっていない。

#### 4 拷問の痕跡の記録・評価方法の欠如

難民認定申請者が拷問を受けた経験を主張し，身体における痕跡の存在を主張しても，痕跡について医師による調査がされない。医学的見地から，痕跡が申請者の供述と整合するか否かを調査する制度がない。

日本政府に対し，以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 空港において庇護を希望する意思を表明した外国人に，難民認定制度を速やかに教示し，申請用紙を交付すべきことを，入国管理局職員に義務付けるべきである。
- 2 未成年者である難民認定申請者については，以下のことを含む，未成年者に適した手続を整備すべきである。  
監護者が日本にいない場合には，監護者に代わる者ないし代理人を付すべきである。
- 3 拷問の痕跡について医学的調査を行う体制を整備すべきである。
- 4 弁護士，法的支援及び通訳人へのアクセスを含め，庇護申請や送還手続において適正手続を確保すべきである。

(b) 入国管理局職員による決定のレビューのため，完全な独立した不服申し立て制度を確立するためにとった措置につき説明されたい。この関連で，難民審査参与員は，独立して任命されているのか，また，拘束力を有する決定をなす権限を有するのか否かにつき説明された



い。

## 1 政府報告書の記載

政府報告書は、難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民異議申立に関し公正な判断をすることができ、かつ、法曹、学識経験者、N G O等、幅広い分野の中立的な立場にある有識者の内から任命されていると報告している。

しかし、諸分野の有識者であっても、難民審査に関し十分な専門性を有する人材は、ほとんどいない。

難民審査参与員は、月当り約22,000円の手当が支給される非常勤であり、週当たり約1件の事案を担当する。十分な研修が実施されていない。U N H C Rによる研修はあるが、短時間である。難民審査参与員の中には、従前の自分の専門分野における経験を過信し、U N H C Rの提供する知見を尊重しない者が少なくない。この環境で専門性が高まることは期待できない。

## 2 難民審査参与員の独立性、中立性の程度

(1) 難民審査参与員の独立性を高めるための制度の改変措置は取られていない。

(2) 実情として、独立性の低下を示す事実がある。

難民審査参与員のチームの多くで、入国管理局職員である難民調査官が協議に参加し、発言し、発言している。

また、複数のチームで、難民審査参与員に代わって難民調査官が意見書を作成している。

難民審査参与員による意見が出されてから、さらに法務省による審査が行われており、そのため、難民審査参与員の協議の結果が出てから1年を超えても、申請者に対して結果が告知されない例が多数ある。庇護を肯定する結論の告知が遅れている疑いがある。

(3) 難民審査参与員の調査能力

難民審査参与員の判断における資料となる出身国情報 (country of origin information) は、申請者と難民調査官から提供されるものに限られ、独立した調査機関は存在しない。申請者に法的専門家の代理人が就くことは希であるから、ほとんどのケースで、

入国管理局が提供する情報に依存して難民審査参与員が判断をしている。

難民調査官が難民審査参与員に提供する情報の内容を申請者及び代理人は知ることができない。

### 3 難民審査参与員の判断の拘束力

難民審査参与員が、在留特別許可（補完的保護）の要請を認める意見を述べたにも関わらず、これと異なる判断を法務大臣が行った例が複数ある。

### 4 補完的保護の基準

補完的保護として機能している在留特別許可（入管法61条の2の2第2項）については、判断基準が法令に存在しない。それなので、条約3条適合性についての審査が義務付けられていない。

また、難民認定申請に対する一次審査段階では在留特別許可の審査が保障されるが、異議申立段階では、審査をするか否かが、難民審査参与員及び法務大臣の任意に委ねられている。一次審査段階では代理人選任権が認められないので、補完的保護についての審査の手続は、申請者にとって不利である。

### 5 庇護率の低下

2011年、難民認定数は21人であり、うち7人が一次手続における認定であり、残り14人が異議手続における認定であった。

一次手続での取下げを含めた処理数に対する難民認定数の比率は0.33%であり、過去最低水準となった。

異議申立での取下げを含めた処理数に対する難民認定数の比率は1.6%であり、2005年に難民審査参与員制度が導入されて以降で過去最低水準となった。

難民認定者の出身国についてみると、2003年以降はミャンマー出身者に偏り、ミャンマーが全体の80%以上を占めており、ミャンマー出身者以外の者が難民認定されることはほぼ不可能に近い。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 難民審査参与員の専門性を高めるための、UNHCRによる研修を充実させるべきである。
- 2 難民審査参与員の協議に難民調査官その他入国管理局職員が同席す

るべきでなく、意見を述べるべきでない。

- 3 難民審査参与員に提供される出身国情報は、独立した機関から提供されるべきであり、また申請者にも開示されるべきである。
- 4 難民審査参与員による在留特別許可の意見は尊重されるべきである。
- 5 難民認定手続において、在留の許否の判断に際し、条約3条の規定を基準とする審査が行われるべきこと、及び同規定に該当すると認められた場合の扱いを明らかにするよう法改正するべきである。
- 6 前項の審査において、代理人選任権、代理人選任についての法律援助、証拠提出の方法と機会の保障、証拠開示等の手続保障の整備、審査機関の独立性の確保をするべきである。

(c) すべての庇護申請者に対して司法による審査の機会を与えることを確保するためにとった措置についての情報を提供されたい。この関連で、難民の認定をしない処分に不服申立てを提出する間もないうちに、申請を却下された庇護申請者が即座に国外退去処分を受けるといふ報告に対していかなる措置をとったか説明されたい。

#### 1 政府報告書の記載

政府報告書は、被退去強制者が当局処分に対する訴訟を行う意思を有しているか否かを確認する等裁判を受ける権利について配慮して、相当の期間その手続の経過を踏まえた上で、送還の実施をしていると記載する。

しかし、法令上これを保障する規定はない。

#### 2 政府回答の問題点

(1) 2011年、法務省と日弁連との合意により、弁護士が受任している案件では、強制送還の2ヶ月前に予告をすることとなった。

しかし、弁護士が受任していない事案については、予告の保障がない。

(2) 法律援助法における除外

難民認定手続についても、非正規滞在外国人についても、法律援助法の適用外とされている。

実情として、難民認定申請者のほとんどは、代理人を選任していない。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 法律援助法が、難民認定手続及び非正規滞在外国人を対象とするよう改正すべきである。
- 2 難民認定申請が却下された者について、出訴期間内に強制送還をするときは、弁護士が受任されていない場合にも、あらかじめ告知をするべきである。

(d) 締約国は、退去強制令書発付後の収容に関する要件についての情報を公開してきたか否かにつき説明されたい。

## 1 政府報告書の記載

- (1) 政府報告書は、「入管法が収容を原則としている」、「この収容の目的は、送還の身柄の確保及びその在留活動の禁止である」と述べるが、このような明文はない。

収容にはそれを必要とする事情が要件となると解すべきである。

また在留活動を禁止するために収容をするという見解は、不当に長期な拘束を招き、妥当でない。

- (2) 政府報告書は、仮放免について一律の基準を設けることは困難であると述べる。しかし、身体拘束の期間を定める移民法の例は多いのだから、期間についてなんらの基準もないことは妥当でない。

また、政府報告書は、仮放免の許否判断に当たって考慮する事項を列挙するが、「逃亡し、または仮放免に付す条件に違反するおそれの有無」は考慮要素の一つに過ぎない。つまり、「逃亡し、または仮放免に付す条件に違反するおそれ」がない場合にも、収容を継続する場合のあることが明らかである。これは問題がある。

## 2 政府報告書の問題点

- (1) 収容をする際に、逃亡する可能性の有無の審査は行われていない。

逃亡のおそれのない場合も収容されている。

- (2) 仮放免申請を不許可にするときには、「仮放免許可をするに足る理由がない」という文章しか示されず、実質的な理由が開示されない。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 退去強制令書発付後の収容に期間の制限を設けるべきである。
- 2 退去強制令書発付後においても，逃亡のおそれ等の，拘束を必要とする事情がない場合には，収容をすべきでない。
- 3 仮放免申請に対する判断には，実質的理由を示すべきである。

## 第 5 条及び第 7 条

10 . 締約国は，拷問に関し普遍的管轄権を行使するか説明されたい。前回の審査以降，締約国が，理由の如何を問わず，第三国からの拷問に関する犯罪を犯した被疑者の引き渡し要求を拒否し，その結果，自国にて訴追を行ったことがあるか。もしある場合，その手続の状況及び結果に関する情報を提供されたい。

### 1 政府報告書の記載

この質問に対する日本政府回答の中に，拷問に関する普遍的管轄権の行使については，直接の回答はない。また，第三国の拷問事件の被疑者については，その引渡請求を拒否し，その結果，日本で訴追を行った事例はないと回答するが，引渡請求があったかどうかについては回答していない。

### 2 実状に関する情報

拷問について普遍的管轄権を認める規定は，日本の刑法には存在しない。普遍的管轄権に相当するのは，刑法のすべての者の国外犯に関する規定であるが（刑法第 2 条），拷問に相当する犯罪は含まれていない。拷問に相当する行為に対する処罰規定は，日本の領域で発生した犯罪（刑法第 1 条），日本国民によるまたは日本国民に対する犯罪あるいは日本の公務員よる犯罪（刑法第 3 条，第 3 条の 2，第 4 条）等に限定されている。

なお，日本政府回答が説明するように，刑法には，同法上の罪であって条約により日本国外で犯された場合にも罰すべきものとされている犯罪に管轄権を認める規定が存在し（刑法第 4 条の 2），拷問等禁止条約もその対象となる。しかし，刑法に拷問自体を犯罪とする規定がないため，同条の実際の適用においては，条約により罰すべきとされている行為であるかどうかについて，なお問題が存在する。

日本政府に対し，拷問等禁止条約第 5 条及び第 7 条の義務を完全履行す

るよう求める旨の勧告を行っていただきたい。

## 第 10 条

11 . 前回の委員会の最終見解を踏まえ , 法執行機関職員 , 特に捜査官の教育カリキュラムに関連するすべての資料が , 条約と合致しかつ公開されるよう確保するためにとった措置についての情報を提供されたい ( 最終見解パラ 22 ) 。

### 1 政府報告書の記載

政府回答は , 警察では各級警察学校及び職場において , 人権に関する教育を積極的に実施しているとし , 人権の国際的潮流等の各種人権課題についての教育を実施していると説明する。また , 本条約に合致する人権に関する教育を着実に行うとともに , 教育カリキュラムに関連する資料の公開について , 警察については要綱を警察庁ホームページにて , 検察官については概要を法務省ホームページにて公開していると説明する。

### 2 政府回答の問題点

研修の一部には弁護士会や国際人権法の研究者の協力を得て実施され , 内容的にも高く評価できるものが含まれていることも認められる。しかし , 総体的に見ればその内容には次のような改善の余地がある。

警察庁ホームページ上で公開されている警察職員に対する教育カリキュラムに関する情報は , 単に教育をしていると宣言するのみの抽象的な内容であって , 具体的にどの段階でどのようなプログラムで教育が実施されているのか明らかではない。

法務省ホームページ上で公開されている検察官に対する教育カリキュラムについても , 内容が開示されているとは言い難く , 具体的にどのようなプログラムで教育が実施されているのか明らかではない。

外部講師ではなく部内の講師によって実施され , 座学中心で行動科学的 , 社会心理的な内容に即していない研修が大半である。

研修内容においても , 「受刑者に暴力をふるうような過ちを犯すと職を失う。よって一時の感情に流されないようにすべき」等の不適切で抽象的な内容になっている。

### 3 法執行機関職員の人権意識の実状

2012年1月から6月に免職と停職の懲戒処分を受けた警察官ら警察職員は前年同期より27人多い83人で、上半期としては過去最悪であり全国の警察で不祥事が相次いでいる。

- (1) 2011年12月に女性2人が殺害された長崎県ストーカー事件では千葉県警習志野署の署員がストーカー行為の被害届の受理を先送りした間に事件が発生した。
- (2) 大阪府警の警察職員が女性に飲酒させたうえで乱暴したとして準強姦容疑で逮捕された
- (3) 2012年、神奈川県警では男性警察官による女性警察官への集団セクハラ行為が発覚した。

このように女性に対する暴力事案への無理解を超えて、警察職員による女性に対する人権侵害行為が続発しており、法執行機関職員の人権意識が不十分であることが明らかである。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 捜査官が、人権の意義について、特に拷問、児童及び女性の権利に焦点を当てて定期的に研修を受けるよう、また、その教育カリキュラムに関連するすべての資料が公開されるよう確保すべきである。
- 2 研修の内容、シラバス・カリキュラムを公表するべきである。
- 3 研修内容が座学中心ではなく、行動科学的、社会心理的なアプローチを含み、ロールプレイ等を取り入れた効果的なものとなるよう改善するべきである。
- 4 研修内容の評価を目的とした外部専門家からなる委員会を設け、研修内容を継続的にレビューするべきである。

12 .

(a) 裁判官、検察官、入国管理局職員、その他法執行官の全ての関係者が、特に拷問等禁止条約の各規定や関連の児童や女性の権利及び拷問の防止に焦点を当て、定期的に研修を受けられるよう確保するために締約国がとったさらなる教育プログラムについての情報を提供さ

りたい。

1 政府回答の問題点

政府回答によればいずれも研修を行っているとの回答であるが、定期的な実施の確保のためにとっている手段が明らかにされていない。また具体的にどのような教育プログラムが実施されているのかという内容が公開されていない。

2 政府報告に紹介されている研修は、拷問等の防止という観点からして不十分である。

2009年4月28日最高裁判所第3小法廷判決は、「A（教員）は、被上告人（児童）を追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った行為について、「児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、・・・被上告人を指導するために行われたものであり、・・・本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法第11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。」として、教師の子どもに対する有形力の行使を許容している。

このような判断の背景には、裁判官の拷問等の防止に対する理解の不十分があると考えられる。

2012年8月には、判事補が電車内で女性のスカートの中を盗撮した容疑で逮捕される事件が起こっている。

現行の研修は、人権教育、拷問等の防止という観点からは不十分である。

日本政府に対し、裁判官、検察官、入国管理局職員、その他法執行官の全ての関係者が、人権の意義について、特に拷問、児童及び女性の権利に焦点を当てて、定期的に、効果的な研修を受けるよう、また、その教育カリキュラムに関連するすべての資料が公開されるよう確保すべきであるとの勧告行っていただきたい。

(b) すべての関係者が、拷問や非人道的な取扱いの兆候の確認の仕



方につき特別な研修を受けられるよう確保するためにどのような手段をとったか。「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する効果的な捜査及び文書に関するマニュアル（イスタンブール議定書）」が、医務官に対する研修の一部として効果的に扱われているか否かにつき説明されたい。

1 政府報告書の記載の問題点

研修・指導の内容が具体的に明らかにされていないことが問題であり、経験年数にかかわらず、定期的な研修が行われるべきである。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

医務官に対して、人権の意義について定期的に研修を受けるよう、また、その教育カリキュラムに関連するすべての資料が公開されるよう確保すべきである。

(c) さらに、締約国が、研修/教育プログラムの実施の評価方法、及び、拷問及び不当な取扱いの事案への効果についての評価方法を開発し実行しているかにつき説明されたい。その場合、その方法論の内容と実施、及び、実行した措置の成果についての情報を提供されたい。

1 政府報告書の記載

政府回答は、参加者に対するアンケート、レポート、試験等により、研修カリキュラムを見直し、随時充実した研修の実施に努めていると説明する。

2 政府回答の問題点

参加者アンケートのみならず、その研修が効果的であるか否かについて第三者評価を受けることが望ましい。そのためにも、具体的な教育プログラムが公開される必要があるが、現時点で公開されていないことが問題である。

日本政府に対し、教育カリキュラムに関連するすべての資料が公開されるよう確保すべきであるとの勧告を行っていただきたい。

第 11 条

13. 新たな取調べの規則、指針、手法、運用及び身柄拘束に関する措置につき、前回の審査以降新たに導入されたものにつき情報を提供

されたい。また、これらの見直しの頻度につき説明されたい。

#### 1 政府報告書の記載

日本政府の回答によれば、警察及び検察において2008年4月に内部規則を設けて運用しており、「適時的確に推進している」とのみ述べているに過ぎない。

#### 2 政府報告書の問題点

警察及び検察において、日本政府報告書に記載されているような内部規則等は定められているが、いずれも内部の者のみによる事後的なチェックであり、外部の第三者を含めたチェック体制は取られていない。

日本政府に対し、取調べに関する法的規制につき、外部の第三者を含めた機関による検証を実施するように勧告を行っていただきたい。

#### 14 .

(a) 警察に身柄を拘束されている又は代用監獄にいる被留置者の取調べが、例えば、すべての取調べを電子的に記録し、ビデオによって録画するなどの仕組みにより組織的に監視されること、被留置者が取調べの間に弁護士へアクセスすること及び取調べに弁護士が同席することが保障されること、並びに（先に述べた録画等による取調べの）記録が刑事裁判で利用されることを確保するためにとった措置につき最新の情報を提供されたい。この関連で、2008年1月に警察庁より発出された取調べの実施に関するガイドラインの内容及びその実施状況につき詳述されたい。

#### 1 日本政府のとした措置について

(1) 政府報告書は、警察及び検察における身体拘束下にある被疑者の取調べの録音・録画について、以下のように報告している。

警察においては、捜査における取調べの一層の適正化について対策を講ずるため、2008年1月、(1)取調べに対する監督の強化、(2)取調べ時間の管理の厳格化、(3)その他適正な取調べを担保するための措置、(4)捜査に携わる者の意識向上を内容とする「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめた。この指針にのっとり、新たな内部規則を定めて捜査部門

以外の部門による取調べに関する監督制度を設置すること，内部規則により取調べ時間の管理の厳格化を図ること，取調べ状況を外形的に把握することができるようにするためすべての取調べ室に透視鏡等の設置を図ること等を迅速かつ着実に実施してきたところである。また，警察においては，裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資する方策を検討するため，2008年9月から5都府県において，裁判員裁判対象事件に関し，取調べの機能を損なわない範囲内で，警察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画の試行を開始し，2009年4月からは，すべての都道府県警察に拡大して試行を実施している。取調べの録音・録画の試行は，2010年12月末現在，719件実施されている。

検察においては，最高検察庁の調査によれば，2008年4月から2010年3月までの間，取調べの一部録音・録画が実施された件数は，3791件であり，その状況を記録したDVDについては，被告人の供述録取書等として，法律に従い弁護人に開示している。実際に公判廷でDVDが証拠として採用された件数は，上記のうちの51件である。また，同じく最高検察庁の調査によれば，2010年6月から9月までの4か月間において，被疑者が接見を希望する旨の申出をした場合に直ちに弁護人に連絡を取る等の措置を講じた件数は，1090件である。なお，被疑者取調べを録音・録画の方法により可視化することについては，その実現に向け，幅広い観点からの調査検討を進めているところである。

## (2) 日弁連としての情報提供

現在，検察官・警察官によって，取調べの一部録画が実施されている。

2011年3月までは，裁判員裁判対象事件についてだけ自白（あるいは不利益事実の承認）がなされた場合に，自白後の一部の場面だけを録画していた。

## 2 2010年に発覚した大阪地検特捜部での証拠改ざん事件をきつ

かけに法務省に設置された「検察の在り方検討会議」は、2011年3月31日に「検察の再生に向けて」という提言（以下「提言」という。）を発表した。提言は、被疑者取調べの録音・録画の範囲を「検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後、より一層、その範囲を拡大するべきである」としており、さらに特捜部が担当する事件等一部の事件については、「できる限り広範囲の録音・録画を行うよう努めるべきである」とした。

これを受けて、同年4月8日、法務大臣は検事総長に対し、検察庁法第14条に基づく一般的指揮として、特捜部における被疑者取調べ及び特別刑事部の独自捜査事件の被疑者取調べ、さらに「知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等」に対する検察官の取調べについて、「全過程」を含む録音・録画の「試行」を指示した。

ただし、現実の運用においては、被疑者が録画を拒否した場合やプライバシー保護、真相究明が阻害される場合は例外とするとしている。

2012年11月からは、新たに、精神の障がい等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者についても録画がなされることとなった。

もっとも、最高検が2012年7月4日付けで発表した「検察における取調べの録音・録画についての検証」によれば、例えば裁判員対象事件2,465件のうち、全過程が録画されたのは399件にとどまり、全ての対象事件に全過程録画がされるのにはほど遠い。

他方、警察による取調べに関しては、2012年2月に国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」が最終報告で提言したことを受けて、同年3月、警察庁が取調べの録音・録画の試行の拡充方針を決定し、2012年4月1日から、裁判員裁判対象事件について取調べの録音・録画の試行が開始された。しかし、その範囲は、「取調べの機能を損なわない範囲内で、身柄拘束中の被疑者に係る弁解録取又は取調べのうち、送致の前後や捜査過程の段階を問わず、捜査上又は立証上相当と認められる場面を適切に選択し、必要と認める都度、録音・録画を実施する」

とされており、いまだ全過程の録画ではない。

さらに警察による取調べに関し、2012年5月1日から、「知的障がいをもつ被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調官に対する迎合性や被暗示性が高いと認められる者」に対する取調べの録音・録画の試行が開始された。その範囲は、「取調べの機能を損なわない範囲で」「可能な限り広く」とされている。

2012年12月に警察庁が公表した警察における取調べの録音・録画の試行の検証結果によれば、2012年4月から同年9月までの裁判員裁判対象事件について取調べの録音・録画の試行状況は、録画・録音時間が平均21分に過ぎず、2012年5月から9月までの知的障がいのある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行状況は、録画・録音時間が平均27分に過ぎない。

前述の法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会による「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」では、取調べの録音・録画については、「一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける」制度が、「録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする」案とともに示され、裁判員制度対象事件の「身柄事件」を念頭に置いて制度の枠組みに関する具体的な検討を行い、その結果を踏まえ、対象事件の範囲についても検討することとされた。

被疑者の取調べへの弁護人の立会いについては、2(d)において述べたとおり、全く認められていない。

### 3 2008年1月に警察庁より発出された取調べの実施に関するガイドラインの内容及び実施状況について

(1) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則は、まず、被疑者取調べに携わる警察官が被疑者に対して行った以下の行為を監督対象行為とする。

やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。

直接又は間接に有形力を行使すること（ に掲げるものを除く）。

殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をするこ

と。

一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。

便宜を供与し，又は供与することを申し出，若しくは約束すること。

人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

(2) さらに，次のいずれかの場合において，警視總監，道府県警察本部長若しくは方面本部長（以下「警察本部長」という。）又は警察署長の事前の承認を受けないときは，これを監督対象行為とみなしてこの規則の規定を適用する。

午後十時から翌日の午前五時までの間に被疑者取調べを行うとき。

一日につき八時間を超えて被疑者取調べを行うとき。

さらに，警視庁及び道府県警察本部又は方面警察本部に取調べ監督官を設置し，取調べの監督に当たらせ，上記監督対象行為が存在したという苦情が被疑者から出た場合には，調査，報告を行うこととしている。

警察は，この制度を実施しているが，いまだ制度が十分に普及している状況ではないことから，十分に活用されているとは言い難い。

警察庁が2011年3月に発表したところでは，2010年の被疑者取調べの件数は，約167万8000件，被疑者取調べに係る苦情の申出は，474件，規則10条に基づく調査は31件，「監督対象行為」は30件である等とされている。

日本政府に対し，以下の勧告を行っていただきたい。

取調べへの弁護人の立会いを認め，かつ取調べの全過程の可視化を実施すること。被疑者のみならず参考人の取調べについてもこれを行うこと。

(b) 締約国が，被疑者の取調べが拷問等禁止条約に合致することを確保するよう代替措置をとったか，及び，取調べの時間の長さについて，違反に対する適切な制裁を含め，厳格な規則を採用したかにつき説明されたい。また，自白を得るため，長時間の尋問を通じて無罪を

主張する被疑者を「弱体化」させるためのガイドラインを含む愛媛県警察の内部資料につき詳述されたい。この文書が開示されて以降、どのような措置をとったか詳述されたい。

#### 1 政府報告書の記載

日本政府の回答は、2008年1月以降、取調べの一層の適正化についての対策を講じるため「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめ、この指針にのっとり内部規則を設けて運用していること、取調べの可視化につき取調官の裁量により部分的にその施行を拡大していることを述べているに過ぎない。また検察においても、検察官の裁量による一部の事件についての取調べの録音・録画の試行をしていることを述べているに過ぎない。

#### 2 政府報告書の問題点

被疑者の取調べが拷問等禁止条約に合致することを確保するための前提として、取調べの全過程の録画録音が不可欠であるにもかかわらず、パラグラフ14(a)で述べたとおり、未だ試行の段階であり本格的な実施がされていない。

取調べの時間の長さについても、政府報告書によれば、午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者取調べを行う場合や、1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行う場合には、警察署長等の捜査主任官の事前の承認を受けなければならない、とされている。しかし、捜査主任官の承認があれば可能であり、規制としては極めて緩やかなものに留まる。また、逮捕から起訴までの通常23日間の身体拘束期間中の取調べとしては、1日につき8時間の取調べでも長期といえるのであり、自白を得るため被疑者を弱体化させる取調べを禁止する措置としては、機能していない。

警察庁は、2012年3月の「捜査手法、取調べの高度化プログラム」において、「取調べの適正性を確保しつつ、真実の供述を得るための効果的な質問や説得の方法、虚偽供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策等を始めとする心理学的な手法等を取り入れることにより、取調べ技術の体系化を図る」、「取調べ技術を向上させるための実践的な研修・訓練の充実を図る。」などとし、同年12月、取調べと関連する心理学の知見を取りまとめた

「取調べ（基礎編）」との教本をまとめ、心理学的手法を活用した取調べを行うことを進めようとしている。

この教本に記載された取調べの基本的な手法は、教本自体に書かれているとおり、「否認・黙秘する被疑者から自白を得ることに主眼を置いたものではない」のであり、否認又は黙秘する被疑者等、被疑者の特性等に応じた取調べ手法については逐次体系的に整理していくこととされている。なお、愛媛県警察の内部資料は、既に第1回審査の際に提出したとおりであるが、この内部資料に記載されているような取調べのガイドラインは、取調べを行う警察官等の常識を記載したものであり、取調べに対する我が国の警察官の考えを如実に表明しているものといえ、警察庁が適正化指針を定めて以降も、基本的に変わっていない。

前述の「取調べ（基礎編）」が、このような取調べを行う警察官等のこれまでの常識を変えていくために、どれだけのスピードで浸透してくのか疑問であるし、取調べの全過程の録音・録画がなされていない中では、虚偽自白か否かの検証も困難であり、否認・黙秘している被疑者に対し不適正な取調べが行われたか否かの検証も困難である。

日本政府に対し、被疑者に対する取調べが条約に合致したものとなるよう、とりわけ取調べ時間の長さについて、違反に対する適切な制裁を含め、厳格な規則を採用するよう、勧告を行っていただきたい。

## 第12条及び第13条

15. 前回の拷問禁止委員会の最終見解を踏まえ、拷問未遂行為及び拷問の共謀又は拷問への加担となるような何人による行為を含め、拷問及び不当な取扱いに当たる行為が時間の制限なく、捜査、訴追及び処罰の対象となるよう、条約上の義務に完全に一致させるよう、時効に関する規則及び規定を見直したかにつき説明されたい（最終見解パラ12）。

### 1 政府報告書の記載及び政府回答の問題点について

この質問に対する日本政府回答は、2010年4月に、人を死亡させた犯罪のうち死刑に当たる罪について公訴時効を廃止し、また、



特別公務員暴行陵虐致死罪，特別公務員職権濫用致死罪について，時効期間が10年から20年に延長されたというものである。これらは，限定的な時効の廃止または延長であり，また，拷問及び不当な取扱いを直接の対象としたものではない。

人を死亡させた犯罪のうち死刑を科され得る罪という限定的な犯罪類型以外では，拷問及び不当な取扱いに対しては，引き続き時効が存在している。

なお，委員会がパラグラフ19で触れている第二次世界大戦中の性的虐待の被害者について，性的奴隷行為の加害者を捜査し訴追したかどうかについて，日本政府回答は，何ら触れていない。

実際に日本政府は，そのような捜査や訴追を行っていない。性的奴隷行為の加害者については，1994年に韓国の被害者らが東京地方検察庁に告訴を行おうとしたが，その告訴は検事によって受理されなかった。検事が受理を拒否した理由は明らかにされていないが，当時の刑法における時効もその理由の一つであったと思われる。

日本政府に対し，時効の廃止または延長が不十分な点を踏まえ，前回の最終見解パラグラフ12における勧告を再度行っていただきたい。

16 .

(a) 前回の委員会の最終見解において勧告されたことを受け，入管収容施設における処遇に関する不服申し立てを再審査する独立機関が設置されたか説明されたい(最終見解パラ14)。

(b) 委員会の最終見解に対するコメントにおいて，締約国は，「法務省入国管理局においては，処遇の透明性を確保する観点から，処遇に対する第三者的な監視システムを設けることについて，その設置の是非も含めて検討するため，刑事施設視察委員会の運用状況や海外での事例を収集し，調査・研究を進めているところである」と述べている。右プロセスの現状及び結果についての最新の情報を提供されたい。

#### 1 政府報告書の記載について

この質問に対して，日本政府は，2010年7月から入国者収容所等視察委員会が設置されて活動していること，「委員会の独立性

を担保するため、委員が被収容者等と面接を行う際は、委員会からの要請が無い限り、入国管理局職員による立会は行ってはならず、提案箱に投函された被収容者等からの意見・提案書については、委員が直接提案箱を開封して書面を回収しており、被収容者等は、意見や提案について、入国管理局職員を介することなく、直接、委員会に訴えることが可能となっている。」と述べている。

## 2 政府報告書の問題点

しかし、政府報告書には以下の問題点がある。

- (1) 入国者収容所等視察委員会（以下「視察委員会」という。）は東日本と西日本の2つしか設置されておらず（出入国管理及び難民認定法施行規則第59条の3）対象地域が広範な上、委員は非常勤で（出入国管理及び難民認定法第61条の7の3第4項）、謝礼も低廉であるため、各収容施設に対する視察は、年1回に留まるのがほとんどである。その時間も数時間で、責任者からの説明を受け、一部の被収容者から話を聞くに留まる。
- (2) 視察委員会委員の任命基準が明らかにされていないどころか、委員の氏名すら公表されていない。
- (3) 収容施設への視察は、予め入国管理局職員が務める事務局によってスケジュールが定められており、各施設には通知がされている。抜き打ちによる検査はされておらず、想定もされていない。
- (4) 面接の際に入国管理局職員による立会はしていないが、面接希望者全てが委員と面会できるわけではない。
- (5) 提案箱に投函された意見・提案書が外国語で記載されている場合には、入国管理局により翻訳がされるため、内容が当局に知られてしまう。
- (6) 委員会から入国者収容所長等に意見を述べるのは、年に1回に留まる。その意見にも拘束力は無い。指摘を受けた収容所の回答では「検討する。」というに留まり、改善がされないものも多い。
- (7) 委員会の目的は、「入国者収容所等の適正な運営に資するため」と定められており（出入国管理及び難民認定法第61条の7の2第2項）、条文上は、処遇面に限定されておらず、仮放免の運用に

についても意見を述べられるはずであるが、事務局を担っている入国管理局の職員は委員に対し、委員会の職責は処遇面に限定されていると説明をしている。

- (8) パラグラフ 8 に対する回答で述べたとおり、2010年3月22日、強制送還の過程で入管職員による制圧行為中に死亡する事件が発生した。しかし、送還時における有形力の行使の適否は、視察委員会の職務の対象となっていない。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 入管収容施設における取扱い及び強制送還時の取り扱いに関する不服申立てを二次的に審査する入国管理局から独立した機関を、遅滞なく設置すべきである。
- 2 上記「1」が実現するまでの間、当面は以下の措置を取るべきである。
  - (1) 視察委員会の委員の氏名、所属、任命基準は公開されるべきである。
  - (2) 視察委員会の活動をより充実するための人的・物的措置をすべきである。具体的には、委員会の数を東西1つずつではなく、各地方入国管理局ごとに置くべきである。委員の労務に対する報酬を充実させるべきである。
  - (3) 視察委員会の職責は処遇に限定されず、広く収容施設の運用に関わることに及ぶことを明確にすべきである。
  - (4) 視察委員会の職務に、強制送還時における有形力の行使も含ませるべきである。

17.

(a) 前回の委員会の最終見解に関し、留置施設又は刑事施設において公判前勾留にある者及び刑事施設内の被収容者から報告された拷問及び不当な取扱いに当たる行為に関するすべての申立て及び不服申立てを、迅速、中立的、かつ効果的に調査する権限を有する独立機関を設置するためにとった措置につき最新の情報を提供されたい(最終見解パラ21)。この関連で、かかるメカニズム(機関)が十分な資源と職員を有し、その役割を効果的に実行するためにすべての関連情報

に十分アクセスすることが確保されているか否かにつき説明されたい。

(b) 被収容者が不服申立てを行う権利を完全に行使できることを確保するためにとった措置についての情報を提供されたい。これらの措置が、不服申立てを行う際に被収容者が法的代理人を利用できるように確保すること、証人への脅迫に対する保護制度を設立すること及び補償請求権を制限したすべての判決を再調査すべきであることを含むか、説明されたい。

## 1 政府報告書の記載

政府報告書は、質問の趣旨に即して回答しているものではなく、質問に関連して、現行の制度について説明しているものである。

## 2 政府報告の問題点と実状に関する情報

### (1) 刑事施設視察委員会

刑事施設視察委員会は、個別の事案について特定の被収容者の権利利益の救済を図ることを直接の目的として設置されたものではないが、被収容者との面接、提案箱に入れられた意見・提案書等により、刑事施設の長に対してその運営に関する意見を述べる際に、実質上、個別事案について救済を求めることになることが多々ある。施設により異なるが、毎月数十通から100通を超える意見・提案書が提案箱に入れられているので、視察委員がその対応に追われているという状況にある。

こうして、視察委員会として取り上げた提案書の内容等を施設の長に紹介し、改善を求める中で、施設の処遇が改善されたケースもある。

しかしながら、その改善例は限られており、施設の長の裁量を超えた法務行政に関わる問題については、全く改善されず、壁にぶつかっている現状にある。

### (2) 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会

被収容者の不服審査に関する調査検討会は、国内人権機関ができるまでの暫定的な機関として法務省内に設置された。

調査検討会の構成員は外部の有識者であって第三者の意見が採り入れられるという点では、第三者機関としての実態がある。

しかし、調査検討会事務局は、法務省職員から構成されており、その独立性に問題があるし、検討会は独自の調査権限も独自のスタッフを有さず、その決定には法的拘束力もないことから、その実効性にも問題がある。

迅速、中立的、かつ効果的に調査する権限を有する独立機関の設置が求められているところ、2012年9月、人権委員会設置法案が閣議決定された。この法案では、調査権限を有する人権委員会が構想されている。

しかしながら、この法案では、人権委員会地方事務所の設置について不明確であり、法務省に属する地方の法務局職員が人権委員会の仕事を兼務する点で独立性にかなり問題がある。

### (3) 留置施設に関する不服申立て制度

刑事施設の場合の(2)で述べた検討会は、留置施設に関しては存在しない。公安委員会は、第三者性にも問題があり、少人数であって、不服申立ての審査を中立的、効果的に行うことのできる機関ではない。

日本政府に対し、真に独立した国内人権機関を早期に設置するよう勧告を行っていただきたい。

(c) 法執行機関職員によって行われたとされる拷問及び不当な取扱いに関する不服申立て並びに関連する捜査、訴追、及び刑罰又は懲戒処分、並びに被害者に対する補償について、犯罪、民族、年齢及び性別ごとの内訳がある詳細な統計データを提供されたい。

特にコメントはない。

## 第14条

18.

(a) 前回の委員会の最終見解を踏まえ、拷問又は不当な取扱いに当たる行為のすべての被害者が、補償及びリハビリテーションを含め、救済の権利を完全に行使することができるよう確保するためにとった措置につき情報を提供されたい(最終見解パラ23)。締約国において確立したりハビリテーション支援につき詳述されたい。

## 1 政府報告書の記載

日本政府回答は、第1に公務員の行為に関する国家賠償請求制度、私人の行為に関する民法の損害賠償請求制度を説明している。

第2に、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律上の不服申し立て制度である審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長に対する事実の申告、法務大臣に対する事実の申告及び苦情の申出の各制度を説明している。

第3に、入国管理局における収容に関連して、収容者がその処遇について弁護士による無料法律相談を利用し、さらには、裁判で争うことができること、入国者収容所等視察委員会が2010年に設立されたこと、及び、収容者が弁護士による無料法律相談を利用できることを説明している。

## 2 政府回答の問題点

国家賠償請求制度、民法上の損害賠償請求制度、入国管理局における収容者がその処遇を争うための裁判制度は、前回の審査以前から存在する制度である。また、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律上の不服申し立て制度や入国者収容所等視察委員会の実効性には疑問が残る。

従って、前回の審査以降、拷問や不当な取扱いに当たる行為の被害者が、救済の権利を完全に行使することができるよう確保するために取られた措置はない。

例えば、拷問被害を受けた庇護希望者について、収容中に異常行動をとった件について、その親族が異常行動の原因が拷問によるPTSDであると主張し、PTSDと診断する医師の診断書が存在するにもかかわらず、日本政府が当該異常行動を単なる拘禁反応と断じ、その収容を継続した事例がある。

なお、本件については、弁護士の申立ての後、日本政府が仮放免を許可したものの、当該庇護希望者について、日本政府は何らの医療措置もリハビリテーションも実施しなかった。

日本政府に対し、前回の最終見解パラグラフ23における勧告を再度行い、加えて、庇護希望者が拷問被害者である蓋然性がある場合、収容を継続するべきでないとの勧告を行っていただきたい。

(b) 補償の要求数，補償が認められた数，及び，それぞれのケースについての命じられた補償額及び実際に支払われた額についてのデータを提供されたい。

1 政府報告書の記載

政府報告書は，刑事施設については損害賠償請求訴訟の件数及びうち賠償を命じた判決件数を記載するに止まり，入国管理局収容施設に関する案件1件を除き，命じられた補償額及び実際に支払われた額を記載していない。

2 政府回答の問題点

実際には，刑事施設職員による暴行が裁判所によって認定された事案であっても，損害賠償額は極めて低いのが一般的である。

また，違法な職務執行が認定されながら，国が時効を援用し，損害賠償の支払いを免れるケースもある。2012年10月26日，大阪高等裁判所は，10年の時効期間が経過しているとして，元受刑者の損害賠償請求を退けた。元受刑者は，名古屋刑務所において服役中，革手錠（現在は廃止）を強く締め付けられて急性腎不全となり，出所後に提訴した。第一審の大阪地裁は，刑務所にいる間は提訴が困難であったとして，出所時を時効の起算点とした上で，国に損害賠償請求を命じた。しかし大阪高裁は，受刑中も弁護士会と文書をやりとりしていたことをもって，提訴が困難だったとはいえないとした。

日本政府に対し，補償の要求数，補償が認められた数，及び，それぞれのケースについての命じられた補償額及び実際に支払われた額についてのデータをその背景事情を含め詳細に提供するよう勧告を行っていただきたい。

19. 前回の最終見解において，委員会は，締約国が，拷問行為に刑事責任のある者を訴追せず，第二次世界大戦中の性的虐待の被害者にリハビリテーションを提供していないことにより，被害者にとっての継続的な虐待と再トラウマを助長していることに懸念を表明した（最終見解パラ24）。この懸念に対応するためにとった措置につき情報

を提供されたい。締約国は、戦時下の虐待のすべての被害者に対して公的な補償を提供するために効果的な立法的・行政的措置をとったか、性的奴隷行為の加害者を捜査し訴追したか、性的及びジェンダーに基づく暴力の差別的要因を是正するために学生や一般人に教育を提供したか、につき説明されたい。締約国が、戦時下の性的虐待の被害者を侮辱し、あるいはその事実を否定するようないかなる試みに対しても公に反論し、制裁を課したかにつき情報を提供されたい。

## 1 政府報告書の記載

政府は、表明された懸念に対応する措置について、かつての植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた事実に対し、痛切な反省とお詫びを表明してきたこと、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であると認識し、元慰安婦に内閣総理大臣の手紙や内閣官房長官談話（1993年）等で心からのお詫びと反省の気持ちを表明してきていること、賠償並びに財産及び請求権の問題は条約等当事国の間で請求権問題は法的に解決済みであるとの見解をもとに、高齢化した元慰安婦に対し現実的な救済を図るため国民と政府が協力して設立した「女性のためのアジア平和基金」（アジア女性基金）による事業に対して協力を行ってきたこと、を述べている。また、2007年の同事業解散後は、同事業のフォローアップを行っていると述べている。

## 2 政府回答の問題点

(1) 委員会は、前回審査の最終見解において、アジア女性基金による「つぐない金」では救済が不十分であるとしたことを前提とし、政府に対して、公的補償のための立法的、行政的措置をとったか否かを問うている。しかし、政府報告書は、質問に対して、何一つかみ合った回答をせず、前回と同様の回答を繰り返している。

### (2) 刑事責任のある者の訴追について

性的虐待の加害者、あるいは性的奴隷行為の加害者の訴追については、日本では、刑事訴追はすでに死亡している者に対しては行えないこと、また生存者がいるとしても、その行為のときに処罰規定が存在しないと処罰は行えないこと、また仮に処罰規定があっても公訴時効によって、第2次世界大戦期のこれら加害者に



対する刑事訴追は行われてこなかった。

(3) 被害者への継続的な虐待と再トラウマを助長について

被害者に対しては，加害事実の否定，あるいは被害者を侮辱する様々な言説が日常的に繰り返されている。特に繰り返されるのが，「強制連行はなかった」，「彼らは自ら稼ぎにいった売春婦であった」という言説である。日本政府は1993年に，内閣官房長官談話において，性奴隷制度に対する日本軍の関与を認め，被害者の名誉と尊厳を深く傷つけたとして謝罪した。しかしながら事実を否定する勢力はこの官房長官談話を見直せ，とのキャンペーンを繰り返している。日本政府はこうした言説に対し，何ら反論も制裁も行わずにこれを放置している。そのことによって被害者に継続的な精神的苦痛を与え，再トラウマを助長している。

(4) 適切な補償を行うための立法的・行政的措置について

日本政府は「アジア女性基金」を設立し，民間募金を集めて被害者へ「つぐない金」を支給する事業を行った。しかし，この「つぐない金」は日本政府の資金から支払うものではなかったもので，日本国として被害者へ支払う賠償の意味を持つものとはなっておらず，多くの被害者がこの「つぐない金」の受け取りを拒否した。さらにこの事業の対象とされた国と地域は，わずかに韓国，フィリピン，オランダ，インドネシア及び台湾のみであり，しかもこの基金はすでに解散している。

そこで委員会は，この基金とは別に日本国として立法的行政的措置を執ることを要求し，その結果を問うている。ところが日本政府は今日まで何らの立法的行政的措置もとろうとせず，むしろこの基金を受け取った被害者のみを対象とした「フォローアップ事業」を行っている。

(5) 教育について

中学校のすべての教科書から，「慰安婦」問題に関する記述がすでに消失した。高等学校の教科書に記述はあるものの，科目選択制のある高等学校ですべての生徒が歴史を学ぶとは限らない。教科書の記述は執筆者の判断によるとはいえ，この問題の記述を歓迎しない文部行政が現在の状況を作り出したと言ってよい。義

務教育の中で教えられず，社会では事実を否定する言説が野放しになっているなかで，一般の国民もほとんどこの問題の真実を知る機会がない。

(6) 日本軍「慰安婦」問題について

2011年8月30日，韓国の憲法裁判所は，戦時中の日本軍元慰安婦らが日本政府に損害賠償を求める個人の請求権問題について，韓国政府が日本と外交交渉を行わないは「被害者らの基本的人権を侵害し，憲法違反にあたる」とする初の決定を出した。これを受けて，同9月1日韓国外交通商省の趙世暎東北アジア局長から日本の駐韓公使に対し，日本側の積極的な対応が必要との考えが伝えられた。日本側は「法的に解決済みだ」として協議に応じない方針を示したと報道されている。

また，同年12月17日に韓国李明博大統領が来日し，慰安婦問題の解決を強く求めたのに対し，野田佳彦内閣総理大臣は，法的に解決済みとする日本政府の立場を伝え，同時に「これからも人道的な見地から知恵を絞っていきたい」と述べた。

その後，韓国政府は，2012年8月27日，日本側に仲裁委員会による解決を提起すると決めたこと，外交通商省当局者は「時期については支援団体と協議したのちに決める」と話していると報道されている。政府は早急に韓国政府と話し合い，一日でも早く法的責任を認め，被害者救済のための立法を行い，被害者に対して謝罪，人としての尊厳の回復措置と金銭賠償をなし，真相の解明のための調査機関の設置等により法的責任を果たすべきである。

日本政府に対して，慰安婦問題に関し以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 被害者に対して改めて明確な謝罪と公的補償を行うこと。
- 2 1993年の官房長官談話の内容を国民に周知させ，教育及び広報において，この事実を現在及び将来の国民に正しく教え，過ちを繰り返さない決意を社会の共通認識とすること。
- 3 政府は早急に韓国政府と話し合い，法的責任を認め，一日でも早く被害者救済のための立法を行い，被害者に対して謝罪，人として

の尊厳の回復措置と金銭賠償をなし、真相の解明のための調査機関の設置等により法的責任を果たすこと。

## 第 15 条

20 .

( a ) フォローアップのためにラポルトゥールにより要請されたとおり、拷問又は不当な取扱いによって得られた自白は証拠とすることができないと規定する刑事訴訟法第 319 条第 1 項、及び、その実際上の施行・実施状況についての詳しい情報を提供されたい。

### 1 政府報告書の記載

日本政府の回答は、憲法第 38 条第 2 項の条文を掲げで、刑事訴訟法第 319 条第 1 項に従い、適切に運用を図っていると述べるのみである。

### 2 政府報告書の問題点

刑事訴訟法第 319 条第 1 項の規定にかかわらず、同条が適用されて、自白の任意性が否定される事例は、実務上ほとんどない。

我が国においては、取調べへの弁護人の立会いが認められていないために、違法な取り調べによって、任意ではない自白がなされる危険性は高い。そのうえ、取調べの全過程の録画・録音が行われていないために、被告人が違法な取調べを受けたとして捜査段階における自白の証拠能力を争った場合、被告人は有力な立証手段を有していない。そのため、公判において、違法な取調べが行われたとする被告人の供述と、そのような取調べは行われなかったとする取調官の証言が対立し、水掛け論が繰り返される。このような場合、裁判官は、取調官の証言を信用するという傾向を有しているため、違法な取調べによって獲得された自白であっても、証拠として採用される可能性が高い。

日本政府に対し、取調べへの弁護人の立会いを認め、かつ、取調べの全過程の可視化を実施する旨の勧告をしていただきたい。また、取調べに対する法的規制につき、外部の第三者を含めた機関による不断の検証を実施するよう勧告を行っていただきたい。

(b) 取調中に不当な取扱いがあったという不服申立ての数，自白を得るために拷問が用いられたとの不服申立ての回数，これらのうち裁判にかけられた回数，及び，処罰の種類及び被害者に対する補償の内容を含めその裁判の結果，のそれぞれについての最新の情報を提供されたい。

#### 1 政府報告書の記載

日本政府の回答は，2010年6月から9月までの間において，被疑者又はその弁護人等から，取調べに関する不服申し立てがなされた件数は141件であるのみを述べているに過ぎない。

#### 2 政府報告書の問題点

政府報告書は，2010年6月から9月までの間における被疑者又はその弁護人等から取調べに関する不服申立がなされた件数のみを挙げる。しかし，前回の審査以降，取調べの結果，無実の人が自白する事例が相次いで発覚しているが，虚偽自白を獲得した取調官が処罰された事例はない。

虚偽自白を強いられた人が無罪となった場合，刑事補償法によって一定の補償を受ける制度は存在するが，起訴されなかった場合や，身体拘束をされなかった場合には，同法による補償を受けることはできない。したがって，被害者は，自ら国家賠償請求訴訟を提起する必要がある。

日本政府に対し，取調べ中の不当な取り扱いにより虚偽の自白をしたすべての事例につき，被害者に対する補償の内容を含めた，より詳細な報告を出すよう勧告を行っていただきたい。

### 第16条

#### 21.

(a) 前回の拷問禁止委員会の最終見解を踏まえ，とりわけ暴力や適切な医療措置へのアクセスの欠如といった申立てに対処するため，上陸防止施設や入管収容センターにおける収容の状況改善のためにとった措置についての情報を提供されたい（最終見解パラ14）。また，これらの施設において，未成年者が成年の被収容者と分けて収容されることを確保するためにとった措置についての情報も含めていただき

たい。

## 1 政府報告書とその問題点について

(1) 医療措置へのアクセスについて政府報告書は何ら具体的に言及していない。実際、具体的な改善措置はない。

(2) 未成年者の収容について、2011年以降、積極的に行わない方針を入国管理局が取っていることは、報告書のとおりである。

これについては、2010年から開始された、収容に関する日弁連と法務省との協議の影響もある。しかし、即日仮放免となることは希で、解放まで数日から1週間を要することは頻繁である。

また、法令において、未成年に適した身体拘束の制度やその基準は設けられておらず、収容施設も、未成年の特性に適した専用施設は存在しない。

## 2 医療アクセスの実状

複数の収容施設に、医療体制がない。医療体制がある場合も、医師は、収容施設に属する公務員か契約医であり、収容施設から独立しておらず、被収容者の主治医として行動しない。

国連の経済社会理事会で承認された被拘禁者処遇最低基準規則第22条が、拘禁施設の医療業務は地域社会又は一般的保険行政と密接関係下に組織されるべきことを要請するが、このような組織はない。

また、すべての被収容者に入所時に健康診断を受けさせる制度はない。診察は、収容所の責任者が必要と認めたときに限られる（被収容者処遇規則第8条）。なお、収容所外の病院における診療の要否の判断は、この勤務医が行うが、常駐していないため、夜間・休日の発症に即応できていない。また、被収容者が勤務医による診察を要請または収容所外の病院での診療を要望し、外務病院医師の後続治療が妥当と判断されても許可されない、1週間以上待たされる、自費負担でないと認められない場合が多い。また、いずれの診療についても、通訳は保障されていない。

## 3 未成年者の成人からの分離

### (1) 事例

1990年4月生まれの男性が、2006年7月25日来日、空港で上陸拒否を受け、同月28日難民認定申請をした。彼は2

007年4月16日まで拘束された。その間，成人雑居房に成人とともに収容された。彼は難民審査参与員に「今，私は他の外国人と一緒に収容されていますが，私は怖くて仕方ありません。」と述べたが無視された。

後日，訴訟において，入国管理局に，未成年を原則として成人男性と同房にしない旨の通達があることを明らかにしたが，上記男性について通達に従わなかった理由を国は「本人の同意があったからである。」と主張した。

- (2) 2011年以降，未成年者が成人雑居房に成人とともに収容された事例の情報はなく，上記通達に対する注意が喚起され，運用の改善がされたと推測される。しかし，未成年者のための施設は存在しない。未成年者の収容の際には，成人用独居房に置かれている。

#### 4 暴言

2011年8月4日，東日本入国管理センター職員が被収容者に対し「外国人を虐めるのが楽しい。特に・・・さん（当該被収容者）を虐めるのが楽しい。」と発言をした。被収容者が謝罪を求めてもなんら回答がなかった。NGO等による抗議の結果，9月に責任者が謝罪をし，発言をした職員は他の部署に異動になった。

日本政府に対し，以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 出国待機施設，収容施設における，医療へのアクセスを整備し，外部病院での診療を保障し，診療における通訳の保障をすべきである。
- 2 未成年者の成人との分離収容を法令に明記し，未成年者に適した収容設備を設けるべきである。

(b) 申請が却下されたあるいは未決定の庇護申請者の収容の長さについての懸念に対処するためにとった措置につき説明されたい。2008年及び2009年における庇護申請者の収容期間につき，年齢，性別，国籍及び収容施設の場所の内訳毎に，統計的情報も提供されたい。また，2007年，2008年及び2009年において，年齢，健康状態その他人道的理由により特別な考慮が払われ，退去強制令書が未決であるにもかかわらず，暫定的に収容施設を出ることが認めら

れた申請者の数についての情報を提供されたい。

## 1 政府報告書の記載とその問題点

政府報告書は、2010年7月から、退去強制令書が発付された後、相当の期間を経過しても送還に至っていない被収容者については、入国管理局が、一定期間ごとに仮放免の必要性や相当性を検証・検討し、個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用し、収容の長期化をできるだけ回避するよう取り組んでいることから、長期収容者は減少傾向にあると報告する。

しかし、「一定期間」がどの程度の期間かについて公表されておらず、仮放免の必要性や相当性を検証・検討した結果について開示されていない。収容の期間に関する統計は継続的に公表されていないので、長期収容者の減少傾向は検証されていない。長期収容者の減少を示す、明確な根拠はない。

政府報告書が挙げる別紙3の統計は、仮放免の件数を示すに過ぎず、年齢、健康状態その他人道的理由により特別な考慮が払われた件数ではない。1年近くの収容の後に解放された件数も総て含まれている。

## 2 収容期間、弱者の釈放基準に関する実状

### (1) 被収容者が相当健康を害しても、仮放免許可がされない。

2010年3月に日本を訪れた国連移住者の権利に関する特別報告者は、「面会した被収容者の多くは、様々な疾病に苦しんでおり、ケースによっては非常に重大な疾病に苦しんでいた。また、大半の者が、適切な医療を受けていないことについて不満を述べていた。彼らは収容前に受けていた薬剤治療の継続を認められておらず、かわりに軽い薬剤を与えられていた。このことは、彼らの健康及び回復の可能性を重大に損なっていた。例えば、糖尿病を罹患したある被収容者は、鎮痛剤しか与えられていないこと、症状が甚だしく悪化したことを報告した。」と報告する（A/HRC/17/33/Add.3）。この糖尿病を罹患した被収容者は、特別報告者との面会以前には、仮放免が許可されなかったが、面会の直後に、釈放された。

2011年、つわりの酷い妊婦が3ヶ月収容された事例がある。

このように、解放することが妥当な健康状態でも、仮放免許可がされない例が多い。

(2) 仮放免の審査だけで1～3ヶ月が費やされている。

(3) ハンガーストライキ

東日本入国管理センター（収容定員700人）で、2012年4月、同年5月及び同年8月13日に被収容者の一部が入管に対し、長期収容をやめること等を内容とする要望書を提出した。これ以外にも、被収容者は、仮放免不許可理由が開示されないこと、6ヶ月を超えて収容が継続することが通常であること、保証金が無資力者にも高額（通常20万円）であること等に関する不満もあった。

これらに対し、収容所側は口頭で、長期収容することには合理的理由があると回答するに留まっていた。

被収容者は、入管側の対応を不服として8月20日より被収容者総数約350名のうち、約20カ国の男女約120人が長期収容者の仮放免等を求め、ハンガーストライキ（注：官給食の拒絶。絶食ではない。）を開始した。

入管側は回答をせず、被収容者は8月31日ハンストを終結した。その後入管側は9月7日ごろ長期収容や不許可理由開示の点等につき回答したが、いずれも現状の取扱いは合理的であるという内容に留まった。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 退去強制令書発付後の収容が、長期間にわたらないための期間制限を設けるべきである。
- 2 被収容者が、未成年者、未成年者の監護・養育をする者、妊婦、傷病者等通院・入院等の必要のある者その他の弱者である場合は、原則として収容しない、あるいは身体拘束から解放するべきである。

2.2 前回の拷問禁止委員会の最終見解の勧告を受け、警察の留置施設において防声具（gags）の使用を廃止したか否かにつき説明されたい（最終見解パラ15）。

- 1 政府報告書の記載



政府報告書の記載どおり，保護室が設置されていない留置施設での防声具の使用は，廃止されていない。

## 2 政府報告の問題点

保護室は，2012年4月1日現在，全国1,226施設中391施設で427室設置されており，政府報告書に記載のある2010年4月1日と比べて，50施設，57室増加している。

このように，保護室の設置は進んではいるが，それでも，保護室が設置されている留置施設は全施設の32%弱にすぎない。そのため，現在でも年間45件程度，防声具が使用されている。

防声具を使用した場合，政府報告書にあるとおり，被留置者の健康状態について医師の意見を聴くこととされている。しかし，医師が診察をすることはない。留置担当官が被留置者の状況を説明して電話で医師の意見を聴くだけであるので，医師が被留置者の状態を正確に把握したうえで意見を述べられるわけではない。

被留置者を保護室に入れる際，保護室への収容を継続する際も，医師の意見を聴くこととなっているが，これも電話によって済まされており，健康状態のチェック機能は果たされていない。

政府報告書は，保護室の設置されていない留置施設では，防声具の使用の禁止は適切でないとする。しかし，保護室の設置されていない留置施設において，大声を発し続ける被留置者がいた場合であっても，他の被留置者と分離する等して沈静化する努力を先行させ，原則として防声具を使用しないことを徹底するべきである。また，使用した場合には事故防止のための対面での動静監視を徹底するべきである。さらに，新たに保護室が設置された留置施設において，保護室使用の濫用が疑われる事例が報告されており，これは新たな懸念事項である。

日本政府に対し，前回の最終見解第15項における勧告を，再度繰り返すとともに，保護室の使用が恣意的になされないように勧告行っていただきたい。

## 23 .

(a) 前回の委員会の最終見解を踏まえ，国際的な最低水準に合致す

るよう、刑事施設における状況を改善するための措置、特に過剰収容を是正するためにとった措置につき説明されたい（最終見解パラ 17）。

1 政府報告書の記載

政府回答は、刑事施設の新規増設等による収容能力の拡充につき説明する。

2 政府回答書の問題点

収容能力は拡充したが、それに見合う施設職員の増員がなされていない。新規に増設された刑事施設の職員の需要を満たすために、既存の刑事施設の職員が減員となってしまっている場合もある。

我が国の刑事施設の職員一人当たりの被収容者負担率（刑事施設全体の一日平均収容人員を職員定員で除した数値）は、2009年が4.04、2010年が3.88と、諸外国と比べれば依然として高い。

また、女子についてみれば、既決被収容者の収容率は120.3%と過剰収容が続いている（2010年）。女子施設の職員負担率は4.86と全体をはるかに上回っている（同）。

このような状況であるにもかかわらず、政府は、職員の新規採用数を削減しようとしている。

日本政府に対し、刑事施設の収容人員に見合う、十分な数の職員が確保されるよう、必要な措置をとるよう勧告を行っていただきたい。

（b）この関連で、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の内容と実施状況及びその改正につき詳述されたい。また、これらの措置により、刑事施設の状況改善にどのような効果があったかについての情報も提供されたい。

1 政府報告書の記載

監獄法改正の経緯及び刑事被収容者処遇法の主な内容については、政府報告書記載のとおりである。ただし、新法の実施状況については次項に述べるとおり大きな問題がある。また、法施行後5年目に法の見直しが予定されていたところ、見直し作業自体は行われたが、結果として法改正はなされなかった。

## 2 政府回答の問題点

### (1) 被収容者の権利義務の明確化

政府は、懲罰の要件や手続きが整備されたと述べる。しかし、法律上、「刑事施設の長又はその指定する職員は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に対し、その生活及び行動について指示することができる。」とされており、この指示に違反した場合は懲罰を科され得る。よって、懲罰要件は必ずしも明確とはいえない。

### (2) 受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実

受刑者の特性に応じた適切な作業や改善指導が実施される対象者は、拡大しつつあるがいまだ限定的である。また、外出・外泊は利用実績が著しく低く、政府は実施を促進する目的で電子監視を導入した。これは、本来、電子監視なしに外出・外泊が可能な対象者に対しても電子監視を付すことになる点で大きな問題である。

### (3) 被収容者の生活水準の保障

刑事施設の保健衛生及び医療は、いまだに深刻な状況にある。

医療スタッフ、とりわけ医師不足は深刻であり、2010年4月現在で、常勤医師のいない施設が全国で12箇所ある。医師の負担を軽減するため、被収容者から診察の希望があっても、准看護師が、診察の必要性和緊急性を判断する。この准看護師は、刑務官が医療刑務所で資格を取得した者である。したがって、医療の必要性よりも保安上の要請が優先される傾向がある。2012年2月には、富山刑務所において、70代の男性受刑者が意識もうろうとなっていることに職員が気づいたが、緊急性はないとの判断により放置され、その後、救急搬送先の病院で死亡が確認される事件が起きた。

また、居室の冷暖房設備はごく一部の施設にしか設置されておらず、また設置されていても被収容者の居室部分ではほとんど稼働されない。そのため、とりわけ単独室（保護室を含む）では、夏季は熱中症、冬季は低体温症の危険が高い。神戸拘置所では、刑事被収容者処遇法施行直前の2006年1月、未決拘禁者の男

性(29歳)が凍死した。この男性は、死亡の10日以上前から、寒さや体調不良による苦痛を訴え、死の前日にはほとんど身動きもできなくなっていたにもかかわらず、施設の医師によって異常なしと診断された。その後、戸外に面した窓が一部開放された状態の居室に放置され、氷点下の冷え込みとなった翌朝、凍死した。この事件では、遺族が国家賠償請求訴訟を提起し、原告の勝訴判決が確定した。判決後、法務省は、低体温症の防止に関する通知を出したが、被収容者の劣悪な生活環境は変わっておらず、医療体制の見直しもなされていない。

#### (4) 外部交通の保障・拡充

法律上は外部交通の範囲が拡大したが、実際には法律通りの運用がなされていない。面会の権利のある相手方であっても、施設当局によって、信書のやりとりで用が足りると判断すれば、面会が不許可とされる場合がある。例えば、出所後に受刑者の雇用を予定している人であっても、出所が近くならなければ面会を認められない。また、刑事施設の規律秩序の維持や、受刑者に対する適切な矯正処遇の実施への支障を必要以上に強調し、面会や信書の授受を制限する取扱いが、広くなされている。

#### (5) 不服申立制度の整備

審査の申請は、対象となる行為が限られている(例えば、面会や差入れの不許可については、審査の申請ができない)うえ、30日以内の申請が求められていることから、多くの不服申し立てが不合法として受理されずにいる。さらに、懲罰のうち、閉居罰については、懲罰期間が終了すると、訴えの利益がないとして、却下されるため、実効性がない。

#### (6) 行刑運営の透明性の確保

刑事施設視察委員会に対して、診療録の開示を拒否する等、必要な情報の提供を拒む事例がある。また、委員会が意見を述べても、施設長の裁量では対応できないとされる場合が極めて多い。さらに、委員会の中には意見を述べないものもあり、施設によって活動状況に大きな差がある。

日本政府に対し、法の内容の実施を確保するための措置をとると同

時に、国際的な最低水準に合致するように、法の見直しを検討すべきであるとの勧告を行っていただきたい。

(c) 戒具の使用が厳格に監視されているか、また、これらの道具が処罰のために用いられないための措置をとっているか、につき説明されたい。この点において、被収容者を拘束するための新機種の手錠及び拘束衣の使用についての情報を提供されたい。

#### 1 政府回答の問題点

政府回答による職員研修の内容は明らかではない。また携帯用ビデオカメラは、しばしば録画開始が遅れることがあり、厳格な監視となっているかどうかは不明である。

また、拘束衣については使用期間の上限が定められているが、第二種手錠にはそれがない。政府報告では、第二種手錠の使用時間の平均についての記載がない。また、第二種手錠を身体の前面・背面のいずれで使用したのか、その内訳も明らかではない。特に背面で使用した場合の使用時間は極めて厳格に規制されるべきところ、厳格な運用を示すデータは示されていない。

日本政府に対し、第二種手錠の使用につき、その方法及び使用時間の両面から厳格な監視を行うべきであるとの勧告を行っていただきたい。

24. 前回の委員会の最終見解に関連し、適切かつ独立した医療措置が常にすべての受刑者に迅速に提供されるためにとった措置についての情報を提供されたい(最終見解パラ17)。この点において、刑事医療行政の管轄が厚生労働省になったか説明されたい。

#### 1 政府回答書の記載

刑事施設の医療部門を厚生労働省へ移管することについては、医師の確保を始めとして、被収容者の身柄の確保及びプライバシー保護の観点から施設内において診療が行える体制を維持する必要があること、非常時に登庁できる医師を確保し急患への対応が速やかに取れる体制を維持する必要があること等、様々な問題があり実施されていないが、被収容者に対し適切な医療が提供されるよう、医師

を始めとする医療スタッフの確保や医療設備の充実に努めているほか、必要に応じ、外部医療機関に通院・入院させる措置を講じている旨記載されている。

## 2 政府回答の問題点

厚生労働省への移管が実施されていないのは政府報告のとおりである。しかし、このことを政府機関内でオープンに議論して政策決定したわけではなく、現状が維持されてきただけである。

このような体制の中で不適切な医療の事例が各地の刑事施設視察委員会から指摘されている。例えば、富山刑務所において2012年2月5日夜間に、受刑者の体調が急変して死亡する事案が発生した。職員が受刑者の異常に気付いてから医療専門職員に連絡するまでに約1時間、そこから消防への救急搬送要請までにさらに約1時間を要している。

この受刑者は、入所前から、高血圧症、糖尿病、脳梗塞等の病気を有しており、入所以来、食事制限や投薬治療を受けていた。病状は、2011年12月には明らかに悪化し、低血糖障害で意識を喪失し、外部病院に救急搬送されたり、居室内で転倒し、縫合処置が必要なほどの後頭部挫傷を負ったりしていた。2012年1月下旬には、脳梗塞の後遺症から、自力で食事ができなくなり、他人の介助によって摂取するようになった。このような状況での容体急変に対する措置が遅れたことは、所内の診療体制そのものに内在する重大な問題であると同刑務所視察委員会は2012年4月16日付意見書で厳しく指摘している。

他方で、半官・半民のPFI刑務所のほとんどや長野刑務所・月形刑務所等の、僻地にあり、常勤医師の確保が難しい地域については、地域医療機関に刑務所医療を委託し、これらの医療は厚生労働省の所管する一般医療と質もコストも同様のものとなった。一部ではあるが、拷問等禁止委員会の勧告が実現した状態となっているのである。

これらの施設における実情を弁護士会において調査したところ、被拘禁者からの医療に対する不服が激減していること、このような施設での医療に関する予算が増加していることが判明した。このよ

うな事実は、他の多くの官営刑務所の刑務所内医療では被拘禁者に対して必要な治療が予算不足によって実施されておらず、被拘禁者に十分な医療が提供されておらず、その生命と健康に危険が生じているという私たちの懸念を裏付けるものとなっている。

政府が、移管が困難である理由としている点について検討する。施設内で医療を行うという点は、外部機関に委託しても場所を施設内とすることは可能であり、P F I 刑務所等の例でもそのように運用されている。非常時の医療について即時の登庁が必要であるとの点も、これを地域救急医療に組み込むことで対応が可能である。このように政府の説明は移管が実施できない合理的な理由を示していない。厚生労働省への移管は、確かに政府予算の増額をもたらす政策であるが、被拘禁者の生命と健康を守るために刑務所医療の深刻な状況を改善するには他に選択肢がない緊急政策である。

日本政府に対し、再度刑務所医療の厚生労働省への速やかな移管を強く勧告を行っていただきたい。

25 .

( a ) 前回の委員会の最終見解を踏まえ、国際的な最低基準に従い、締約国が、単独室収容が限られた期間内の例外的な措置に留まるよう法律を改正したか否かにつき説明されたい(最終見解パラ18)。特に、その改正法が、単独室使用の期限を含んでいるか、事前の身体及び精神面の検査が要求されているか、受刑者に単独室収容とする決定に対する不服申立て機構へのアクセスが提供されているかにつき説明されたい。

#### 1 政府報告書の記載

政府は、隔離制度は法定の要件のもと、厳格に運用されていること、隔離処分は不服申立の対象となるうえ、適正な運用を確保するため、上級庁による監査や刑事施設視察委員会の視察が行われるとしている。

#### 2 政府回答の問題点

##### (1) 隔離制度そのものの問題点

新しい隔離制度のもと、たしかに隔離の対象となる人数は、少数

にとどまっている。

しかし、3か月に1度以上、医師の意見を聴くこととされている点は、単に意見を聴くことが要求されているだけで、診察は必要ではない。また、実地監査や視察委員会の視察は、隔離の運用の適正化を監視するために特化した制度ではない。

また政府は、隔離の期間に上限を設けることは適当ではないと言い切るが、隔離自体がもたらす受刑者の心身への悪影響を考えれば、必要性があることを理由に隔離を際限なく継続することは避けなければならない。

## (2) 脱法的隔離の問題点

刑事施設内での生活や行動をどの程度制限するかに関する「制限区分」という分類にしたがって、「第4種」の区分指定を受けると、その受刑者に対する処遇は、原則として居室内で行われることになる。隔離との違いは、運動や入浴を他の受刑者と一緒に行う可能性があるという点と、一か月に2回、他の受刑者と共に処遇を受ける機会が与えられるという点である。ここでの重大な問題は、隔離と異なり、審査の申請という不服申立をすることができない、という点である。

この点については、第1回審査においても勧告を受けたが、勧告後に改められた点は、他の受刑者と一緒処遇を受ける機会が、1か月に1回から2回に増えた点のみである。

政府は、昼夜間単独室処遇の解消に努めるとしているが、2010年10月10日現在、4.4%の受刑者が第4種に指定されている。この中には、本来であれば精神障がいに対する専門的な治療を要するにもかかわらず、それがなくまま第4種の指定をされている受刑者が含まれていると考えられる。このような場合、精神症状がさらに悪化し、単独室処遇が延々と継続することになってしまう。

なお、和歌山弁護士会が、2013年1月21日、受刑者の人格と品位及び人間としての尊厳等を侵害する基本的人権の侵害に当たるとして、「事実上の隔離」措置の運用をしないように和歌山刑務所に勧告したケースの受刑者は、2005年3月9日から20



10年6月3日まで合計1913日間の刑の執行中、延べ1736日間(90.75%)の昼夜単独処遇を受けていた。

日本政府に対し、前回の最終見解パラグラフ18と同様の勧告を繰り返していただきたい。

(b) 拷問等禁止条約違反と認められるケースの被収容者を解放する観点から、専門的な心理学的・精神医学的検査を通じ、長期間にわたる単独室収容のすべてのケースにつき組織的に審査を行うためにとった措置についての情報を提供されたい。審査がなされたケースの数、及び、審査の結果単独室から解放された被収容者の数についての情報も含められたい。

特にコメントはない。

26. 国際的な最低基準に合致するよう、死刑確定者の被収容者の状況改善のためにとっている措置についての最新の情報を提供されたい。特に、以下を確保するためにとった措置についての情報を提供されたい。

(a) 死刑確定者及びその家族が、その死刑執行時期につき然るべく通知を受けること。

#### 1 政府報告書の記載

政府報告書は、死刑確定者本人及びその家族に執行当日より前に通知することは、本人や家族の心情の安定を害し、かえって過大な苦痛を与えることになりかねないことから、行わない、としている。

#### 2 政府回答の問題点

日本では、1972年頃までは執行当日より前の通知を行っていた。この実務が変更されるようになったきっかけは、執行の通知を受けた死刑確定者が自殺したためと考えられている。実際には、人道面からの配慮ではなく、自殺を防ぎ確実に死刑を執行するための運用と考えられる。

また事前の告知がないことによって、再審請求の準備中であった確定者が、正式な請求を前に執行される例が後を絶たず、この点で

も当日告知は非常に大きな問題である。

日本政府に対し，死刑確定者，その家族及び弁護士が執行時期について事前に告知を受けられるよう，運用を変更すべきである，との勧告を行っていただきたい。

(b) 死刑確定者への訪問者の数及び訪問者の範囲に制限を加えないこと。

1 政府報告書の記載

政府報告書は，法の趣旨を踏まえて，個別事案ごとに適切に判断していると回答する。

2 政府回答の問題点

個別事案ごとに判断しているとしながら，実際には外部交通が認められる者の範囲は，3～5名の範囲に留まっている。これは事実上，人数に上限が設けられていることに他ならない。さらに，既に許可を受けた相手方と何らかの事情によって交通ができなくなり，そのため別の第三者を外部交通の相手方として申請しても，認められないという訴えが続出している。

日本政府に対し，死刑確定者に対し，外部交通の相手方を厳しく制限する運用を撤廃するよう勧告を行っていただきたい。

(c) 死刑確定者が，長時間単独室に収容されないこと。

1 政府報告書の記載

政府報告書は，死刑確定者については単独室収容が原則であり，場合によっては他の死刑確定者との接触を許すことができ，こうした取扱いが人権侵害とは考えていないとする。

2 政府回答の問題点

法律上，死刑確定者相互の接触を許すことができる規定はあるが，実際には全く適用された例がない。死刑確定者はすべて完全に隔離処遇を受けている。

1日30分の運動の時間及び1日15分の入浴時間を除き，完全に居室内において他の人間から隔離された状態を，制限なく死刑執行まで継続するという処遇は，非人道的取扱いにほかならない。

日本政府に対して、死刑確定者に対する昼夜単独室処遇の原則を撤廃するよう勧告を行っていただきたい。

(d) 高齢者及び精神病の死刑執行についてはより人道的アプローチがとられること。

#### 1 政府報告書の記載

政府報告書は、高齢であること自体は死刑の執行停止事由にあらず、恩赦を相当とする理由にもあたらない、死刑確定者の精神状態は慎重に検討のうえ、心神喪失の状態に至らないと判断すれば執行を行うとしている。

#### 2 政府回答の問題点

第一回審査において委員会から勧告を受けたように、心神喪失者を鑑別するための信頼に足る制度は、現在も存在しない。パラグラフ5に述べたとおり、政府は、死刑の執行が停止された事例は承知していないとしながら、実際には事実上の執行停止状態にあると疑われるケースがある。このケースでは、死刑確定者は重篤な精神疾患により心神喪失の状態にあることが推測される。

他方で、これまでも、心神喪失状態ではないかと疑われながら、死刑が執行された事例があり、心神喪失による執行停止の規定が、適正に運用されているとは言い難い。

また、死刑確定者のみならず、刑事施設の被収容者は、自己の診療録にアクセスすることが認められていない。したがって、死刑確定者本人、その家族、弁護士は、刑事施設によってどのような医療がなされているのか、正確に知ることはできない。また、刑事施設から独立した外部の医師が死刑確定者を訪問してその精神状態について精査することも事実上不可能である。こうした観点からも、適正かつ慎重な判断がなされているかどうかを検証することは不可能である。

日本政府に対して、死刑執行の停止事由について見直しを行うと同時に、停止事由の有無について、行政機関から独立した第三者による鑑別システムを構築すべきであると勧告を行っていただきたい。

27. 前回の委員会の最終見解にかんがみ、公立及び私立の精神医療施設における拘束手続に対する効果的かつ徹底した司法コントロールを確保するためにとった措置についての情報を提供されたい（最終見解パラ26）

#### 1 政府報告書の記載

日本政府の回答は、精神科病院における行動制限、入院者に対する身体的拘束等については、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づき、十分に人権に配慮した手続が保障されている、としている。

#### 2 政府回答の問題点

しかしながら、政府報告書は、現行精神保健福祉法の規定を説明したものにとどまっており、実態調査の結果を踏まえたものではない。また、「司法コントロールを確保するためにとった措置」については、「前回の委員会の最終見解」の後に改めてとられた措置は一つもなく、従前からの制度を再度説明しているものにすぎない。

現行精神保健福祉法に基づく「精神医療審査会」は、1987年に新設された制度であるが、過去25年間にわたって退院及び処遇改善のための機能を果たしてこなかったことが指摘されている。すなわち、各自治体におかれている精神医療審査会の委員は、非常勤の委員により構成されており、法律の専門家が最低限の1名しか参加していないばかりか、法律の専門家が委員長を務めることにもなっていない。そのため最終見解が求める「司法的コントロールを確保する」組織・機能を欠いている。

措置入院の決定の取消を求めるため、行政不服審査法に基づく不服申し立てないし行政事件訴訟法に基づく訴訟は可能である。しかし、行政不服審査法に基づく不服申立は司法機関に対する申立ではなく、処分者の都道府県知事らの直近上級庁たる厚生労働大臣に対するものであり、入院中の申立人に対して聴聞への参加の権利を認めるものでもないため、ほとんど実効性がない。

また、不服申立も訴訟も、その対象は措置入院の決定のみに対するもので、その後の症状の改善が考慮されない。行政庁等の解釈では、精神医療審査会の審査に基づき、公立・私立の病院の管理者に対して

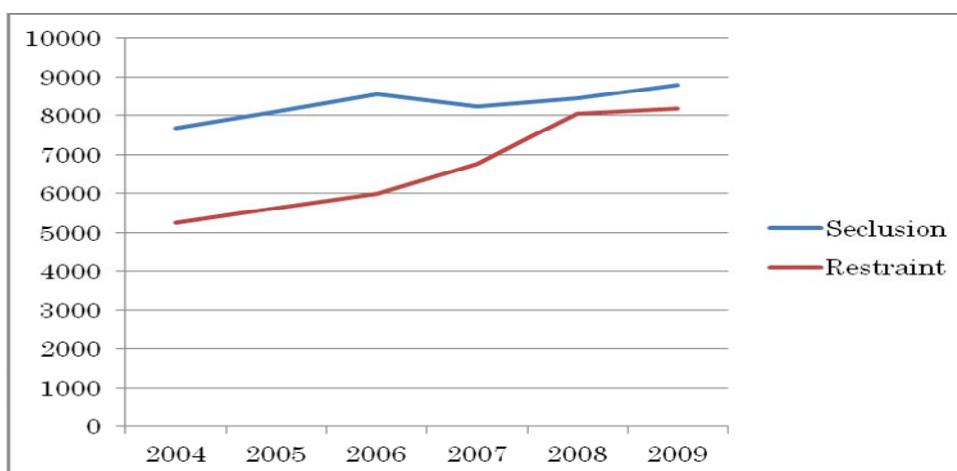
退院を命ずる処分については同人らに対する不利益処分に該当するため、病院の管理者らは行政不服審査法に基づく審査請求(不服申立)ができるが、入院している現状を妥当とする患者らに対する通知については、単なる事実行為であって行政処分とは認められないので、これに対する不服申立はできない、と解されている(『精神保健福祉法詳解』三訂426頁)。この行政解釈によれば、精神医療審査会の患者らの退院を求める請求を退ける決定に対しては、不服申立の手段がない。

人身保護法に基づく手続については、自由権規約委員会の審査した日本政府第4回報告書に対する最終見解24項に述べられているとおり、人身保護規則第4条によって人身保護令状発付の要件が著しく制限されており、精神障害者の申立事例で最高裁判所もこれに沿った判決をしている(最高裁判所民事判例集25巻3号435頁)。自由権規約委員会の勧告に反し、日本政府も、また最高裁判所(同規則の制定は同裁判所による)もこの点について何らの改善もしていない

以上のとおり、入院患者の退院請求、特に継続入院により症状が改善したことを理由とする申立には司法救済を求める実効的手段がない。

さらに、これらの手続について公費による弁護士・代理人を保障する制度がないため、「司法的コントロールの確保」を果たすことはできない状態に置かれている。

- (1) 実情・具体的事例等に関する情報提供・問題点の指摘  
隔離拘束の件数は逐年増加している。



表は厚生労働省が毎年6月30日を基準日として行う全国患者調査に基づく精神科医療施設での一日当たりの隔離拘束の件数の変化を記載したものであるが、これから明らかなように、隔離拘束は逐年増加している。

隔離拘束の件数と医療スタッフの配置人員の数には相関性があり、少ないスタッフで患者管理をするために隔離拘束が行われている。

精神科医療では、単科精神科病院では特に医療スタッフの配置を一般医療より少なくすることが認められていることから、少ないスタッフで患者を管理することが隔離拘束を多用する要因となっている。

さらに、隔離拘束が行われる際に患者本人にだけ理由を告知する制度となっているが、精神障がいのある者の状況からみて、権利擁護制度として十分な機能を果たしえない。

また、隔離拘束の判断の根拠及び経過観察を記載した医療記録は、形式化された記載にとどまっており、事後的に司法的検証をすることができないものとなっている。隔離拘束の理由は定型化されたチェック項目にチェックを入れるだけのものやゴム印で「自傷行為」等と記載されるだけのものが多く、具体的にどのような言動や状態があったのかを事後に審査することができない医療記録が多く、その記載が容認されている。

## (2) 精神医療審査会の機能不全

全国の各自治体における精神医療審査会の委員数の合計は2009年において1085人であり、そのうち医師である委員が611人、法律家委員は237名であり、医療側に偏った委員構成になっている。同年における処遇改善請求は294件、退院請求は1249件であったが、入院者総数が約33万人おり、そのうち約72000人は入院治療の必要性はないが社会資源の不足から退院できない者とされていること、1日当たりの隔離拘束件数が17000件を超えていること等と対比すると、精神医療審査会への申し立ては、極めて少ないことがわかる。

また、2008年の都道府県別精神医療審査会審査状況についての調査結果によると、患者が精神医療審査会に退院請求または処遇改善請求を申し立てた場合に認められる可能性は、約5%にすぎなかった。各病院から精神医療審査会に提出される定期病状報告の審査については、自傷他害を要件とする強制入院から他の入院形態に変更すべきとしたものが0.08%、判断能力の欠如を要件とする強制入院から他の入院形態へ変更すべきとしたものは0.004%、入院継続不要としたものは0.003%にすぎなかった。

以上からしても、精神医療審査会が司法的コントロールによって、隔離拘束を抑制し、不当な入院を阻止しているとは、認められない。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 精神医療審査会を常設的な組織とし、法律委員を常勤とするとともに委員長として法律の専門家が主宰する準司法的な委員会とすること。
- 2 公費による弁護士・代理人制度を法定し、強制入院及び隔離拘束を行う場合には、公費による弁護士・代理人を依頼できることを告知し、強制的な措置については公費弁護士・代理人の権利擁護が行われるようにすること。
- 3 隔離拘束が行われる病棟においては、医師数、看護師数を一般医療水準以上に引き上げること。

28.

(a) 前回の委員会の最終見解にかんがみ、家庭内暴力及びジェンダーに基づく暴力を含む性的暴力及び女性に対する暴力を撲滅するための予防措置をとり、責任を有する者を訴追するため、拷問や不当な取扱いがあったとのすべての申立てについて、迅速、効果的かつ公平に捜査を行うためにとった措置についての情報を提供されたい(最終見解パラ25)。この点において、そうした暴力についての報告を促し、被害者に対し、特に安全な住居、避難所及び心理的支援を含め、保護と適切なケアを提供するために締約国がとった措置について説明され

たい。

1 政府報告書の記載及び政府回答の問題点について

政府報告書は、条約が私人間の暴力を対象としていないと主張するが（1項）、条約は暴力の防止、被害者の保護についての政府の不作為を問題にしており、解釈として妥当ではない。

また、政府報告書は、暴力撲滅のための予防措置について（5項）、拷問についての解釈を誤っているため、暴力被害への迅速、効果的、公平な捜査について（4項）、また、補償のデータについて委員会の質問と対応しない回答をしている。また、補償について、データを取得する努力をしていない。

2 DVについて

(1) 政府は第3次男女共同参画基本計画において、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりのための施策を推進している。

しかし、成果目標として、配偶者間の殺人、傷害、暴行事件の撲滅に関する数値は掲載されていない。

(2) 総務省が2009年5月26日に公表した「配偶者からの暴力防止等に関する政策評価〈評価の結果及び勧告〉」によれば、被害者保護及び自立促進のための就業の促進、住宅の確保、子どもの就学等各種の支援質に不十分な点が指摘されている。

通報及び相談の効果的な実施の推進について

ア 通報を促進するための医療関係者への研修について、調査した27都道府県の中で、15都道府県が、法制定以降未実施

イ 電話相談の受付時間について、調査した46支援センターのうち21支援センター（46%）では、休日、夜間の延長は未実施

被害者の保護及び自立支援の充実について

職業安定所等における被害者の就職支援実績を示すデータが未整備である。

住宅支援について

被害者の公営住宅への優先入居等実施状況をみると、調査した



54事業主体の中で、措置を講じていない事業主体(2事業主体)や、一部しか実施していない事業主体(37事業主体)がある。優先入居による公営住宅への入居状況(2006年度)は申し込み数323件に対して入居数46件で入居率14%と低い。(実績を把握している19事業主体データ)

#### 子どもの就学について

ア 被害者の子どもの転校先居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会がある。(27都道府県教委のうち13教委、27市教委のうち8教委)

イ 住民基本台帳の閲覧制限の必要性の確認方法は、調査した27市で基準が異なり、市町村が自ら相談を受けていたり、保護命令決定が出されている場合でも、警察の意見を必要としている市町村がある。

- (3) 保護命令の申立は本人による(配偶者センターの援助によるものを含む)割合が圧倒的に多く、弁護士による代理人制度の法的支援の拡充が必要である。
- (4) DV防止法には、退去ないし接見禁止期間中の婚姻費用や養育費、治療費の支払いを付加して相手方に命じる制度が現行法にはない。DV被害者を保護し、被害をなくすためにも、DV防止法の更なる充実が必要である。
- (5) 外国人女性のDV被害者については、夫の暴力を逃れて別居することによって、在留資格の取消がなされるおそれがある。出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第7号は、出入国管理及び難民認定法施行規則改正案第25条の13(在留資格の取消し)について、日本人の配偶者や永住者の配偶者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していることを在留資格取消事由としつつ、「当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合」を在留資格取消の対象から除外している。しかし、DV被害者である外国人配偶者(多くは妻)がやむなく別居に至った事案等、婚姻の破綻について当該外国人配偶者を有責とみることができない事案で在留資格が取り消される懸念がある。さらに、これらの配偶者が、

離婚を成立させ、その後の生活設計を立てるためには一定の期間が必要であるが、この間の外国人配偶者の日本在留が保護されないとする、外国人配偶者は、離婚手続をとることができず、又は離婚に当たって不利な条件を強いられることになりかねない。

### 3 強姦などの性犯罪・性的暴力

#### (1) 報告を促すために措置

2011年に内閣府男女共同参画局が行った男女間における暴力に関する調査（以下「内閣府調査」という。）によれば、異性に無理矢理性交されて警察に相談した人は3.7%にすぎない。警察への被害申告（告訴）は更に少ないと推測される。

被害申告をためらう要因として捜査・公判における捜査・司法関係者からの2次被害、プライバシー侵害、心理的負担の恐れが考えられるが、対策は十分ではない。

#### (2) 保護と適切なケアの提供のための措置

性暴力被害者のための相談窓口は、きわめて不十分である。

##### 電話相談

2011年2月から3月にかけて内閣府の予算で、性暴力を含む24時間電話相談が実施されたが、その後は再開されていない。

##### ワンストップ支援センター

国連の「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」（以下「立法ハンドブック」と言う。）では「国の費用」で「レイプ・クライシスセンター」ワンストップ支援センターと概念としては共通する）を設置することを勧告している。しかしながら、政府は、2011年に策定した第2次犯罪被害者等基本計画において「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進」を施策としてあげているものの、政府の関わりとしては「ワンストップ支援センター開設運営の手引」を作成配布すること（既に作成配布済みである）、医療機関に対する啓発、協力可能な医療機関情報の提供など側面的な関わりしか予定されておらず、極めて不十分である。

また、設置目標数についても、立法ハンドブックでは「女性

人口20万人に1か所」の設置することを勧告しているのであるが、「手引」においては「各都道府県に少なくとも1つ」は「地域の事業」としてワンストップ支援センターが設置されることが望ましいと記載されているに過ぎず、目標設定として低すぎる。

しかも、現在、病院に設置されているものとしては民間が運営する1か所（大阪府）と県が運営する2か所（愛知県、佐賀県）、医療等は別施設で受ける相談センター型のものとしては都道府県が運営する1か所（北海道）、民間が運営する3か所（東京都2か所、沖縄県）ほどしかなく、国からの財政的支援がない現状のもとで設置がなかなか進まないのが現状である。

。性暴力被害者を支援する民間団体への財政支援も乏しい。

#### 4 ポルノグラフィ

国連女性差別撤廃委員会は、2009年の定期報告書審査において、女性や女子への強姦、集団暴行、ストーカー行為、性的暴行等を内容とするわいせつなテレビゲームや漫画の増加に表れている締約国における性暴力の常態化への懸念を示し、これらのテレビゲームや漫画が「児童買春・児童ポルノ禁止法」の児童ポルノの法的定義に該当しないことに懸念を示し、女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請した。

日本政府による2010年の第三次男女共同参画基本計画は、ポルノ規制に関する現行法の運用の厳格化を記載したが、この計画策定の過程においても、表現の自由との関係で、ポルノの適正な規制についても、これに反対する意見が多く提出され、効果的な規制につながる計画にならなかった。

現実には、ポルノの制作現場での過酷な性暴力や強制的な撮影が報告されており、被害者の意に反した性的写真や映像が流通している。また、職場や公共の場でポルノが晒され、性犯罪加害者の中にはポルノに影響を受けたと発言する者が少なからず存在している。現行の児童ポルノ等禁止法では、実在する17歳以下の人間を被写体と

する映像だけを対象にし，被実在の被写体や18歳以上の実在者を被写体とするポルノ，性器等が隠されている着衣ポルノ等をそもそも規制対象から除外していること，ポルノの単純所持は違法ですらなく刑事処罰の対象からも除外されている。

さらに，児童の売買，児童買春，児童ポルノを含む児童の性的搾取について，その対策を企画・立案・実施し及び関連の活動の調整を担当する部局が欠如し，実施状況のモニタリング・監視・報告のメカニズムが存在していない。

これまで関連する条約委員会が勧告してきた内容を実現するよう，以下1～3の勧告内容について再度勧告を行っていただくとともに，4の勧告を行っていただきたい。

1 拷問禁止委員会の前回最終見解の勧告

2 自由権規約委員会の2007年定期報告における勧告

ドメスティック・バイオレンス被害者に対する損害賠償額とシングルマザーに対する育児手当額を増大させ，損害賠償と子どもの扶養に対する裁判所の命令を執行し，長期的なりハビリプログラムやリハビリ施設を，外国人など特別な必要のある被害者に対する支援と同様に，強化すべきである。

3 女性差別撤廃委員会の2009年定期報告における勧告

委員会は，女性の人権侵害として女性に対する暴力に対処することや，女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する取組において委員会の一般勧告第19号を十分に活用することを締約国に要請する。委員会は，配偶者等からの暴力を含めあらゆる暴力は容認されないという意識啓発の取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は，女性に対する暴力に関する取組を強化すること，保護命令の発令を迅速化すること，女性に対する暴力の被害者が相談できる24時間無料のホットラインを開設することを締約国に勧告する。また，委員会は，女性が苦情を申立てたり保護や救済を求めたりすることができるように，移民女性や社会的弱者グループの女性を含む女性に質の高い支援サービスを提供し，それにより，女性が暴力または虐待を受ける関係に甘んじる必要がないことを保証するよう締約国

に勧告する。こうした観点から、締約国は、配偶者等からの暴力や性暴力の通報を促すために必要な措置を講じるべきである。委員会は、社会的弱者グループの女性を対象とした包括的な意識啓発プログラムを全国的に実施することを締約国に勧告する。

- 4 性的暴力の被害者が、妊娠検査、緊急否認、人工妊娠中絶、性感染症検査、性感染症の治療、負傷の治療、被害後の予防、カウンセリング及び捜査関連支援、法的支援等を含む包括的かつ総合的なサービスに速やかにアクセスすることのできるワンストップ支援センターを国の費用により設置すること。

(b) すべての被害者(軍事基地に駐留する外国軍人からの暴力による被害者を含む。)が裁判所において補償を請求できるよう確保するためにとった措置につき情報を提供されたい。これらの請求数、許可が認められた数、及び、それぞれのケースにつき、命じられた補償額及び実際に支払われた額についての情報も含められたい。

#### 1 政府報告書の問題点

政府回答は、単に、国家賠償法、民法、及び日米地位協定に関連規定が存在すると述べたにすぎず、被害者が実際に十分な補償を確保できているのかという見地からの回答ではない。統計も「ない」というだけで、今後、どのように改善するののかも言及がない。

#### 2 日米地位協定

##### (1) 公務中の行為等

日米地位協定第18条第5項によれば、公務遂行中の米国軍隊の構成員・被用者の作為・不作為、または米国軍隊が法律上責任を有するその他の作為・不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権は、日本国が処理する。その手順は、被害者は日本政府に対し、訴訟等を通じて損害の賠償を請求し、判決や合意等によって決定された金額を日本政府が被害者に支払う、賠償金に係る分担は、米国のみが責任を有する場合は日本25%米国75%、両国が責任を有する場合は各50%である。

しかし、米国のみが責任を有する場合であっても日本が25%を

負担するとされていること、実際には分担をめぐって見解の相違が生じやすく、日本側がすべて負担する場合が多いこと等、不合理かつ不平等な内容には、強い批判がある。

例えば、嘉手納や普天間等全国5カ所の在日米軍基地の爆音訴訟で確定した損害賠償金について、遅延損害金を含む総額220億9400万円はすべて日本政府が支払っているが、「分担の在り方で日米の立場が異なりいまだ妥結していない」との理由で、米国は負担分を何ら支払っていない(2011年3月10日沖縄タイムス)。

結局、被害者への補償はすべての日本政府の負担(住民からの税金)により賄われる可能性が大きく、加害行為者を免責するに等しく、加害行為の防止効果もない。

## (2) 公務外の行為等

日米地位協定第18条第6項によれば、被害者の申出により、日本政府は補償金額を査定し、報告書を作成する。日本政府から報告書の交付を受けた米国政府は、被害者への慰謝料の支払いを申出ることができる、その申出額を被害者が受諾すれば、米国政府が直接これを支払うことになっている。

在日米軍軍人・軍属・その家族による不法行為は、防衛省に損害賠償請求書が提出される件数だけでも年間最低1500件以上あるのに、地位協定18条6項に基づき米側が慰謝料支払いに応じた件数は発生件数の3%にすぎず、被害者の「泣き寝入り」が指摘されている(山内徳信参議院議員の2008.4.17質問主意書)。ところが日本政府は、「米軍兵士らによる事件・事故のすべてを把握しているわけではない」として、「米軍人等による事件・事故数及び賠償金支払い実績」を明らかにしない(同質問に対する答弁書)。

また、1995年に沖縄で少女強姦事件がおき、翌1996年、日米地位協定の運用改善として、確定判決額(訴訟での確定が必要)と米国支払額との差額を埋める(穴埋め)ための、日本政府による「見舞金」の支給が決まった。政府によれば、2008年までに7件が支払われた。しかし、確定判決額に比べ米国が支払

う慰謝料額は非常に低い（15%の事案もある）との報告があり，そもそも加害米兵を特定して損害賠償請求判決を獲得すること自体が非常に困難である。また政府は，刑事事件で有罪が確定したにもかかわらず，被害者から地位協定18条6項に基づく請求がなかったため，米国政府から慰謝料が支払われなかった事案があるとするが，制度へのアクセスに問題がある疑いがある。

2008年2月に沖縄で14歳の女子中学生が米軍人に強姦されたが，被害者を保護できず，被害者は告訴を取り下げ，不起訴となった。被害者は損害賠償請求を請求せず，「慰謝料」「見舞金」を含め何らの補償も得てない。さらに，2012年10月16日，沖縄本島中部で，米海軍兵2人による女性に対する強姦致傷事件が発生しており，米兵は逮捕・起訴されたものの被害補償については見通しが立っていない。

政府は地位協定18条6項及びその運用改善により適切に対処しているとするが，被害者が正当な賠償・補償を得ているとは，到底，いえない。

日本政府に対し，被害者への補償と加害者の賠償責任が実効性をもつように日米地位協定を改定すること及び日本に駐留する外国軍人による暴力の被害者が，補償制度を利用しやすいよう制度を改善するよう勧告を行っていただきたい。

（c）関連する法律を完全に理解し，あらゆる形態の女性に対する暴力やその被害者の権利やニーズに敏感となることを確保するためにとっている，法執行機関職員及び司法関係者に対する研修プログラムにつき詳述されたい。

#### 1 法執行機関職員

政府報告書記載の通り，警察等では，確かに，一定の研修・教育がなされているようであるが，実際には，その成果を十分にあげているとは言い難いものであり，警察官や，裁判所職員による性暴力事件等女性に対する暴力の事件はたびたび報じられている。また，個々の職員の問題だけでなく，組織的な対応にも問題が多く，例えば，2011年11月には千葉県警がストーカー被害を受けていた者から

の被害届の受理を先送りし、その間に2人が殺害され、警察の対応が問題になる等、DVやストーカー事案等女性に対する暴力事案に対して消極的であり、結果として被害を生じた事案がある。この事件後の2012年8月には警察庁は「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策の着実な実施についての通達文書は発表した。現場での周知や運用の徹底について確保されたわけではない。

## 2 司法関係者

当連合会両性の平等に関する委員会が2010年10月12日に公表した「保護命令制度の運用に関するアンケート調査結果報告書」によれば、過去に受けた暴力が診断書等で明白であるにもかかわらず、裁判所によって、保護命令却下や取下げ勧告、受理拒絶された例が多くある。

「更なる重大な危害を受けるおそれ」に関し、相手方に反省文や誓約書の提出があったり、相手方に代理人弁護士が就任し「連絡をとる必要があるときは、必ず弁護士を通して行います」との意見書が考慮され、保護命令申立が却下されたが、数日も立たないうちに約束が破られたケースがある。

子どもへの接近禁止命令の発令について、裁判官から「中学生であれば自分の意思で相手の接近を回避できる」と言われて、取り下げたが、その後学校での待ち伏せが執拗にされた例がある。また、子への接近禁止を求める場合は、子への付きまといにかかる独自証拠を求められる傾向がある。

裁判官から、相手方の暴力は本人の浮気が原因と指摘され、発令しないとされた事例があり、暴力の動機や被害者の落ち度が考慮されている。

また親族への接近禁止命令の発令に関して、実家に逃げている場合、親族への接近禁止命令は出せないと裁判所に言われた事例がある。

これらの運用上の問題点は、担当裁判官及び裁判所書記官のDVに対する基本的理解が十分できていないことに起因すると考えられる。

また、強姦罪の裁判において、多くの事案で、事実上、被害者の抵



抗の立証が要求されたり、取調や公判において二次被害が生じるなどの事態が多い。

したがって、DV事件、強姦事件に関わる裁判官及び裁判所書記官、関係する自治体職員に対する研修を徹底し、DV、強姦等における暴力の構造や被害者への影響等を専門的に研修することが不可欠である。

日本政府に対し、あらゆる形態の女性に対する暴力やその被害者の権利やニーズに敏感となることを確保するための、警察職員及び裁判官、裁判所書記官に対する研修プログラムを拡充、専門化するよう勧告を行っていただきたい。

(d) 女性に対する暴力の事案を減らすに当たり、これらの措置の効果・効率性につき情報を提供されたい。女性に対する暴力に関する申立て、関連する捜査、訴追、制裁措置、及び、被害者に提供された保護、のそれぞれについての統計的情報も提供されたい。

最高裁判所統計による保護命令事件の平均審理期間は12.6日と報告されているが、申立後3か月と1週間余り後に却下判断があった事例があり、審理の迅速性について問題がある。

婦人相談所での一時保護件数、裁判所での保護命令の件数は横ばいか減少傾向がみられるが、実際の相談件数やアンケート調査と比較すると、実態として被害発生が少なくなったというよりも、むしろ、適切な保護ができなくなっている可能性が高い。また、傷害罪等での検挙も年間1,000件程度を推移しているが、少なすぎる。多くの被害事件が検挙に至っていないと推測される。

ストーカー事案については、増加傾向にあるが、ストーカー規制法の適用は件数が少なく、適切な保護がなされていない。

性暴力犯において警察への相談件数、被害申告が少ないことは前述のとおりであり、多くの被害事件が検挙に至っていないと推測される。

日本政府に対し、以下のとおり勧告を行っていただきたい。

- 1 保護命令制度、ストーカー規制制度について、遅延する事案がないようにし、利用を容易にする措置を講じること。
- 2 性暴力犯罪について、被害申告を容易にする措置を講じること。

29. 近親相姦，性交以外の性的暴力及び男性に対する強姦を含め，刑法第177条における強姦の定義の範囲を拡大するためにとった措置を説明されたい。さらに，暴行に対する抵抗についての被害者の証明責任を除去するための措置，性的暴力の犯罪を訴追するために被害者の申立て要求を排除するためにとった措置につき情報を提供されたい。

#### 1 政府報告書の記載

委員会から，第177条の強姦の定義の拡大，親告罪の廃止を求められているが，政府の回答は対応していない。

#### 2 強姦罪

強姦罪（刑法第177条）についての改正，及び，同180条で要求されている親告罪の廃止についてはまったくなされておらず，被害者の負担もほとんど軽減されていない。

2010年に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においては，「強姦罪の見直し（非親告罪化，性交同意年齢の引上げ，構成要件の見直し等）等性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」という記載がなされたに留まり，期限も具体的な方向性も示されていない。また，たしかに男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画会議において設置された，女性に対する暴力専門調査会において，2011年になってから議題の一つとして議論はなされ，2012年8月には男女共同参画会議により専門調査会の議論に基づく報告がなされた。しかしながら，いまだ具体的な改正法案の作成にはいたっていない。

近親姦については，膣性交である限り，刑法第177条の適用対象から除外されていない。しかし，近親姦を処罰するための特別の実体法，手続法がないため，起訴のためには原則として本人または親族の告訴が必要とされているところ，本人が幼く，親族に告訴手続きを期待できないことが大半であるため，事実上刑事手続きの対象とすることは困難である。近親姦の事案ではないが，名古屋高等裁判所金沢支部2012年7月3日判決の原審は，加害者が母の交際相手であった事案において，被害者が幼いために（告訴当時10

歳11か月)告訴能力がないとして公訴棄却の判決をしており、被害者が幼く母による告訴が期待できない事案として近親姦と同様の問題を提起した。また、配偶者間では、婚姻関係が破綻している場合を除き、運用上、強姦罪として立件されることは皆無である。さらに、刑法は性交同意年齢を13歳と定め、また男性・男児は強姦の被害者になり得ないこととなっている。これについて政府が設置した上記専門調査会において見直しはされているものの、いまだに具体的な法案には結びついていない。

性暴力犯罪が原則として親告罪であることについて、現実には、親告罪であるがゆえに被害者が刑事事件とすることが困難になっているにもかかわらず、被害者のプライバシー保護を理由に親告罪であることを維持しようという見解がある。政府は、このような見解に対して、被害者の現実に基づいた説得ができていない。

暴行への抵抗についての被害者の証明責任の負担については、まず被害者の人権の観点からは、被害者の意に反した性行為が犯罪とされるべきである。この点、法文上、被害者の抵抗は強姦罪の構成要件とされていない。しかし、事実上、多くの事案において、被害者が性行為への不同意の意思を明確に示すべく抵抗をしたことの証明を求める運用がなされている。かかる運用は、実際には被害者の多くが抵抗さえできなかつたという現実から乖離している。また、同意があることの証明を加害者側に求めたり、強制的状況の証明で足りるとするような改正はなされていない。刑事手続きにおいて被害者が捜査段階から刑事裁判まで何度も被害体験を話さなければならないこと、刑事訴訟規則に尋問内容や方法について規定はあるものの、法廷では被害者の信用性を弾劾するために、刑事弁護人の反対尋問が事実上ほぼ無制限になされていること等、被害者の負担が大きくなっている。さらに、2009年から施行された裁判員法においては性暴力事件について特段の除外がなされていないため、裁判員法による法定刑の機械的判断によって性暴力事件が裁判員制度の対象になる場合がある。この場合、被害者の精神的負担は、より大きくなっている。

なお、刑事事件の被害者の保護として保護者やカウンセラーが証

人に付き添ったり（証人への付添い）、証人と被告人や傍聴人との間に衝立を置いたり（証人の遮へい）、証人は別室にいて、法廷にいる裁判官や検察官、弁護士等との間でテレビモニターを通して証人尋問を行う（ビデオリンク方式による証人尋問）といった制度は存在している。

日本政府に対し、前回審査の最終見解パラグラフ25と同様の勧告をしていただきたい。また、ドメスティック・バイオレンス加害者に対する量刑政策を見直し、保護命令違反者を拘禁して訴追すべきこと（自由権委員会勧告）、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定すること（女性差別撤廃委員会勧告）を勧告を行っていただきたい。

30.

(a) 前回の委員会の最終見解に関し、人身取引に対処するためにとった措置についての情報を提供されたい（最終見解パラ25）。この関連で、興行査証の使用を制限したか否か、インターンや研修プログラム（注：外国人研修、技能実習制度を指すものと思われる）のための査証発給を注意深く監視しているか否かにつき説明されたい。「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」を含めたすべての関連する国際条約を批准するためにとっている措置につき説明されたい。

#### 1 政府報告書の記載

政府報告書は、2004年に人身取引対策行動計画を策定し、2009年にはこれを改定したと述べるが、これらの計画並びにそれに基づく具体的政策についてNGOが指摘する様々な問題点については、何ら言及していない。

外国人研修・技能実習生について、政府報告書は「これまで国際基準に照らして人身取引や強制労働に該当するような著しく悪質な事例が発生したとの報告は受けていない」とする。しかしNGOは政府にこのような悪質な事例を繰り返し報告しており、政府がきちん

と対応していないだけである。

また、「人身取引被害者が不法移民として扱われ、補償または救済なく送還されている」との委員会最終見解に対し、政府報告書は「そのような事実はない」とする。しかし、政府回答は「政府が人身取引被害者と認定した者については在留特別許可を付与する等の保護を行っている」というにすぎず、真実は人身取引の被害者であるにも関わらず政府の認定から除外された者は、何らの補償・救済なく退去強制されている。

## 2 労働搾取目的の人身取引

(1) もともと日本政府は「性産業における外国人女性の性的搾取」を目的とする人身取引対策を主要な政策目標とし、労働搾取を目的とする人身取引には関心を払ってこなかった。しかし、NGOの活動により、2006年頃以降、「研修生」「技能実習生」として在留している外国人の一部が劣悪な労働条件で就労を強要されていることが明らかになっていった。政府の人身取引対策担当者もこの問題を理解しており、2009年の行動計画改定に際し、「研修生」「技能実習生」と明示はしないものの、これらも含めた労働搾取への対策をあらためて政策目標として明示した。

ところが、それから約3年が経過した現時点で、工場や農場等における労働搾取（性的搾取を兼ねない）目的の人身取引を摘発した例はゼロである。政府は「労働搾取」の摘発に消極的である。

### (2) 外国人研修生・技能実習生

2009年に入管法が改正され、在留資格「技能実習」を新設すること、当初2か月の講習期間経過後は労働法規を適用すること、保証金や違約金の徴収を禁止すること、監理団体による企業に対する指導監督支援を強化すること、不正行為を行った企業の受入れ禁止期間を従来の3年から5年に延長すること等が規定された（2010年施行）。

しかし、「技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う『人づくり』に寄与すること」という外国人技能実習制度の目的と、地方の中小零細企業の労働力不足を解消するために利用されているという実態との間に大き

な乖離があること，受入れ機関が特定された在留資格であること等による強度の支配従属関係が存在すること，本国の送り出し機関の規制が困難であること，日本国内の管理監督機関による監視機能，支援機能には構造的弱体性があること等，外国人研修・技能実習制度の本質的問題点は何ら解消されていない。

研修・技能実習制度は廃止すべきである。

### (3) 入管政策，移民政策

人身取引は，経済的格差を背景とする人の移動と密接に関係する。これを「人身取引防止」の観点からみれば，適法な在留資格を得て適正な労働条件で就労することができれば，搾取的な人の移送の誘いに乗る被害者は，相当に減少する可能性がある。

しかし，現行の入管法は，就労可能な在留資格を所定の資格・経験のある場合に限定し（いわゆる「単純労働」は認めない），日系人や日本人の配偶者等を除けば，外国人が適法な在留資格を得て就労することは困難である。

そもそも日本政府の移民受入れ政策は必ずしも明らかではない。自民党や経団連による外国人労働者受入れに関する提言（2006年～2008年），法務省の第4次出入国管理基本計画（2010年3月）等からは，「専門的・技術的分野に属する外国人」の受入れについては一定のコンセンサスが伺えるが，そうでない外国人の受入れについてはいまだ明確とは言い難い。

外国人労働者受入れについて新たな制度を創設する場合には労働基本権の保障，差別的取扱いの禁止，職場選択の自由の保障，ブローカー等の介在の防止，中間搾取を生じさせる第一次受け入れ団体の介在の禁止，家族同伴を可能とすること等，人権保障に配慮すること，使用者並びに日本人労働者への啓発を行いうこと等が必要である。

## 3 性的搾取目的の人身取引

(1) 在留資格「興行」は，本来，シンガーやダンサー等芸能活動を行う人のための在留資格である。ところが，長い間，風俗店で女性を接客活動に従事させる（売春の強要等を含む）ために，この在留資格が利用されていた。特に，フィリピンの女性については，

法務省令で定める芸歴要件のうち「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有すること」（3号）が用いられ、フィリピン政府による不適正な認定と日本政府の黙認とがあいまって、人身取引の有力な手段として用いられてきた。

この批判に対し、法務省は、2005年3月に在留資格「興行」にかかる入管法基準省令を改正し、外国人芸能人の芸歴要件の明確化を行った（3号を廃止）。また、2006年6月にも入管法基準省令を改正し、契約機関の経営者等に係る適格要件の厳格化を行った（人身売買罪や入管法違反の前科前歴がないこと等）。在留資格「興行」による新規入国外国人数は激減した（2004年約13万5,000人から2010年約2万7,000人に）。

このように「興行」資格による女性の移送・受入れが難しくなったため、次に加害者らは「日本人の配偶者等」や「定住者」等の在留資格を利用するようになった。日本人男性との結婚、日本人の子としての認知、日本人との養子縁組等を斡旋・仲介する業者が存在し、その中には性的搾取目的での女性の移送を行う悪質な業者が相当数含まれている可能性がある。

(2) 何より、需要の抑止への対策が弱い。

性的搾取の需要者は圧倒的に男性であるが、需要に寛容な（さらには非寛容を非難する）社会意識がある。そして、意識や行為規範の形成に対し、法や社会制度は大きな影響を与えている。

性的搾取に対する現行法は、搾取を受ける対象者の年齢が17歳以下（18歳未満）であれば一定の規制があるが（強姦，強制猥褻，買春，買春又は児童ポルノ製造目的での人身売買，児童ポルノの提供及び提供目的での製造・所持・運搬等は，刑法その他の法律により禁止され，処罰対象とされている。但し，他への提供目的を要件としない児童ポルノの所持（いわゆる単純所持）は処罰対象ではなく，違法でさえない），搾取を受ける対象者の年齢が18歳以上の場合はほとんど規制がなく（強姦罪や強制わいせつ罪は構成要件が非常に制限的であり，その運用も非常に制限的），事実上野放しである。

人身取引対策行動計画2009において政府が掲げている主要な防止対策は、査証審査・出入国管理の強化等による潜在的被害者の入国防止、不法就労対策等の在留管理の徹底である。包括的対策のための基盤整備の一環として、人権啓発の作成・配布、学校教育を通じた売買春防止の啓発、雇用者への啓発、性的搾取の需要者への啓発等も掲げているが、これらの施策が十分に実施されているとは言い難い。

日本政府に対して、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 労働搾取を目的とする人身取引について
  - (1) 研修・技能実習制度についてはこれを廃止すること。
  - (2) 新たな制度を創設する場合は、労働基本権の保障、差別的取扱いの禁止、職場選択の自由の保障、ブローカー等の介在の防止措置、中間搾取を生じさせる第一次受け入れ団体の介在の禁止、家族同伴を可能とすること等、人権保障に配慮すること。
- 2 性的搾取を目的とする人身取引について  
売春防止法、風営法のほか、ポルノ規制等に関する法律も見直すこと。

(b) 締約国が、この関連で効果的に刑事法を強化したか否かにつき説明されたい。この点において、2004年12月の人身取引対策行動計画の実施状況及び効果、刑法及び出入国管理及び難民認定法における関連法規改正についての最新の情報を提供されたい。

#### 1 政府報告書の記載

政府は、2005年に刑法、入管法、組織犯罪処罰法等を改正し、2006年には風俗営業適正化法を改正した。悪質なブローカーや雇用主の取締りの強化も行い、これらの対策により、一定の効果があつたことは事実である。なお、人身取引対策行動計画(2004年策定、2009年改定)の実施状況及び効果については(d)参照。

#### 2 政府回答の問題点

- (1) 2005年の刑法改正により人身取引議定書3条が定義する人身取引行為のすべてが刑事処罰の対象となったか否かについては、



そうではないという指摘もあり（米国務省人身取引年次報告書 2012），なお，検討が必要である。

また，刑法以外にも人身取引やこれに関連する行為を処罰する規定があるが，それらの規定が充分であるのか（例えば，ポルノの規制が十分であるかどうか，買春助長行為者及び買春者に対する規制が十分であるかどうか等），なお検討が必要である。

さらに，NGO等から多数の労働搾取事案が報告され，損害賠償請求が認容された事案，過労死と認定された事案もある。ところが，労働搾取目的の人身取引を理由とする逮捕，起訴，有罪判決は1件もなく，その理由を解明する必要がある。

(2) 政府は，警察官や入国管理局職員に対し人身取引の捜査や認定方法について研修を実施しているとするが，検察官・裁判官に対する研修はほとんど実施されていない。また，実施されている研修が，被害者の権利及びニーズをより意識するような内容になっているかは，不明である。

さらに，労働搾取を目的とする人身取引への対策が遅れているが，労働基準監督官への研修が実施されているかどうか不明である。

日本政府に対し，以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 刑法を含めた現在の法律が人身取引事案のすべてを対象としているかどうかについて，検討をすること。特に，労働搾取を目的とする人身取引が刑事処罰から免れている理由を調査すること。
- 2 警察官・入管職員だけでなく，検察官・裁判官・労働基準監督官等を含めたすべての法執行機関職員に対し，人身取引の捜査や認定方法についての研修を実施すること。その研修は，被害者の権利及びニーズをより意識する内容とすること。

(c) 人身取引の被害者保護が実際上不十分であるという懸念に対処するためにとった措置についての情報を提供されたい。

#### 1 政府報告書の記載

政府は，人身取引被害女性を婦人相談所で保護することとし，必要な諸政策の予算措置を行っているとするが，予算額・執行額を明

らかにしていない。また、被害者保護についてN G Oから様々な指摘があるが、それに対する言及がない。

## 2 政府回答の問題点

- (1) 2004年以降、政府は人身取引被害者を婦人相談所で一時保護することとし、婦人相談所から被害者支援の経験が豊富な民間シェルターへの一時保護委託も実施された。しかし、民間シェルターへの一時保護委託のためには都道府県が委託費を負担する必要があり、当初は頻繁に行われていた一時保護委託は、その後、激減した。

婦人相談所の現場では、懸命に被害者を保護している。しかし、ここはDVその他様々な理由で保護を必要とする女性たち(同伴児を含む)が集まる唯一の公的シェルターであり、常時、多くの女性(同判児を含む)が保護されているうえ、カウンセリングや弁護士による法的対応支援も含め、すべて日本語対応が原則である(常駐の通訳人はいない)。同所で保護される人身取引被害者は殆ど外国人であるが、言語や生活習慣の違いもあって、実際には、被害回復や再被害防止に向けた具体的措置はほとんど実施されず、衣食住の提供を受けて、帰国までを施設内で過ごすだけとなっている。

- (2) 被害者が出身国に戻る際には、日本の国際移住機関(以下「I O M」という。)事務所が帰国を支援し、帰国後は現地のI O M事務所が支援することになっている。しかし、被害者保護にあたる出身国政府やN G Oからは、支援に必要な情報が提供されないとの指摘がある。被害者の意思とプライバシーを十分尊重しつつ、これら本国の支援機関との連携を十分にはかる必要がある。

- (3) 政府による「被害者」の認定基準が問題である。

人身取引事例において、移送の手段(国際結婚、認知、適法な在留資格の濫用等)、搾取の手段(物理的監禁ではなく心理的コントロールの多用等)ともに、巧妙化が顕著である。このような巧妙化に対応した判断の基準が、関連する政府機関で共有されていない。「女性が監禁されて売春を強要される」という被害者のイメージに該当しなければ、被害者ではないと判断され

る可能性がある。、最初に警察に発見され、捜査の結果警察は被害者であると判断したが、送致を受けた検察官は被害者と認めず起訴したという事例が複数存在する（裁判所も判決で有罪を宣告）。また、最初に入管に発見されていれば、起訴もされず、「被害者」として処遇され、送致されなかった可能性がある。

「被害者保護」や「被害防止」のためには、施策対象をより広く捉える必要がある。人身取引議定書第3条所定行為への該当性が容易に判断できない事案もあるが、例え第3条には該当しないと判断されるときにも、人権保障の見地から具体的状況に応じた適切な保護・支援が必要な事案はあり、これに適切に対処することが人身取引を含む再被害の防止に役立つ。

議定書第9条第4項・第5項もこの趣旨を示したものと解釈できる。

現実には、「搾取」の認定が容易ではない事例が、存在する。政府の対策実施により「監禁型」人身取引は減少する可能性があるが、「軟禁型」や「利益誘導型」は増えていくおそれがある。

そこで、人身取引被害者には該当しないがなお人権保障の観点から保護・支援を必要とする人をも、救済する必要がある。政府は「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（2010年7月1日人身取引対策関係省庁連絡会議申し合わせ）の中で「関係省庁においては…当初人身取引被害者に該当する可能性があると思われた者が後に該当しないと判明した場合においても、その者が置かれている状況やその者の人権に十分配慮して取り扱うこととする。」とし、この方向を示している。しかし、具体的事案において、この配慮がどのように示されているのかは、不明である。

(4) 男性被害者への保護施策が明確でない。

日本政府に対し、以下の勧告を行っていただきたい。

- 1 事案の収集・分析・検証を行い、被害者を適正に認定する方法を確立すること。

例え人身取引被害者とは認定できない場合であっても、事案の内

容に応じて，必要な保護支援を行うこと。

- 2 人身取引被害者のための保護支援機関を設置し，十分な理解と経験があり多言語で対応できるスタッフを配置すること。
- 3 加害者から違法な収益を没収して被害者支援基金とし，被害者に損害賠償や未受領賃金等を現実取得させること。そのため法改正を含めた必要な支援策を実施すること。これが防止にも役立つ。

(d) 人身取引の事案を削減するためのこれらの措置の効果・効率性についての情報を提供されたい。締約国に入った及び締約国を経由した人身取引被害者数に関するデータを提供されたい。人身取引に関する申立ての件数，関連した捜査件数，起訴件数，制裁件数，及び，被害者に提供された保護に関する統計的データも併せ示されたい。

#### 1 政府報告書の記載

報告内容は，すべて政府が人身取引被害者と認定した人数，あるいは人身取引事犯と判断した事案についての捜査等の件数である。政府が事案内容を把握しながら人身取引事案と判断しなかった人数・件数はカウントされていない。

#### 2 政府回答の問題点

政府は，行動計画2009の冒頭に「実態把握の徹底」を掲げ，「入国管理局における各種手続，警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り，婦人相談所における人身取引被害女性の保護等の活動や在京大使館，NGO関係者，弁護士等からの情報提供を通じて，関係行政機関において，外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況，国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努めるとともに人身取引につながり得る事案に関する情報等必要な情報の共有を推進する。」と記載した。

しかし，約3年が経過する現在，関係機関並びにNGOとの間で必要な情報共有がなされることはない。また，従来の対策の効果を検証するとともに今後より効果的な対策を推進するためには，現在の日本の状況を正確に把握する必要があるが，そのための実態調査を行う予定は政府にない。

日本政府に対し，人身取引被害に関し以下の勧告を行っていただき

たい。

- 1 関係機関並びにNGOとの情報共有を行うこと。
- 2 実状を把握するための調査を行うこと。

## 第16条

31. 家庭における体罰を禁止するために締約国がとった措置についての情報を提供されたい。

### 1 家庭における体罰の防止措置について

(1) 政府回答は、本条約第16条は、家庭内暴力等、いわゆる私人による暴力を対象としていないとしている。

しかし、本条約第16条の対象とするのは、公務員等及びその扇動・同意・黙認の下に行った者の行為を「防止すること」であり、公務員等及びその扇動・同意・黙認の下に行った者の行為の禁止だけにその対象を限定してはいない。それは第2条が、拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとるとしているのと同旨である。

(2) かつての民法の規定は、親権者に必要な範囲内での懲戒を認め、懲戒場に入れることをも規定していた。また児童虐待の防止等に関する法律は、適切に行使に配慮されれば、子どもの品位を害するか否かにはかかわりなく児童のしつけを認めていた。

2012年4月1日、民法が改正され、親権は「子の利益のために」行使されるべきことが明らかとなったものの、それが子どもの権利に配慮するものであることを明らかにする規定にはならなかった。

そして児童虐待の防止等に関する法律14条1項の、親権者による児童のしつけを許容する規定は、そのまま残されている。

(参照条文)

民法第820条

「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し義務を負う」(下線は改正により追加)

民法第822条第1項

「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な

範囲内で自らその子を懲戒することができる」

児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項

「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」

## 2 学校における体罰防止措置について

(1) 日本において、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」とされる虐待は、すべての体罰及び子どもの品位を傷付けるあらゆる形態の扱いをいうのではなく、児童虐待の防止等に関する法律第2条に掲げる行為に限定されている。したがって、これをもって、体罰及び子どもの品位を下げあらゆる形態の扱いを廃除するとすることはできない。

(2) さらに、日本においては、2009年1月、政府の教育再生会議が「暴力等反社会的行動をとる子供に対する毅然たる指導のための法令等で出来ることの断行と、通知等の見直し(いじめ問題対応)」を緊急課題として掲げ、これに応じて文部科学省初等中等局長は、2009年2月5日、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」との標題で「問題行動が実際に起こった時には、十分な教育的配慮のもと、現行法制下に置いて取り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたい」との通知を全国に発し、その中で有形力の行使は体罰として一切許されないとしてきた従来の体罰の基準を改め、1981年4月1日東京高等裁判所の体罰についての「いやしくも有形力の行使と見られる外形を持った行為は学校教育法上の懲戒行為として一切許容されないとする事は、本来学校教育法の予想するところではない」との判例(上記国連子どもの権利委員会最終見解47項で引用されたもの)を引いて、児童生徒に対する有形力の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではないと改めたのである。

そして、2009年4月28日最高裁判所第3小法廷判決(パラグラフ35で指摘)は、こうした文科省の見解を支持している。

(3) このように、家庭、学校を問わず、日本の子どもに対する体罰

の現状は、国連子どもの権利委員会日本政府の第3回報告書審査の最終所見における「家庭及び代替的養護現場を含むあらゆる場面で、体罰及びあらゆる形態の品位を傷つける取扱いを法律により明示的に禁止することが必要であること（パラグラフ47～49等）、「体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけ及び規律について、啓発キャンペーンを行うことが必要であること」（パラグラフ48，49）との勧告から著しく逸脱している。

子どもの品位を害する行為である学校における体罰については、体罰により処分された教職員の統計しか、公表されている政府資料がない。このことも体罰防止を効果的に行うにあたって、大きな支障となっている。ちなみに、その過去10年間の統計を別紙として添付する。

日本政府に対し、学校、家庭及び代替的養護現場を含むあらゆる場面において、体罰等子どもの品位を害するあらゆる暴力を防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置を採るべきであるとの勧告を行っていただきたい。

#### その他の課題

32．前回の委員会の最終見解により勧告されたとおり、拷問等禁止条約第22条に基づく委員会の（個人通報を受理し検討する）権限を認めるためにとった措置、及び、本条約の選択議定書を批准するためにとった措置について説明されたい。

##### 1 現状に対する当連合会の意見

2007年から当連合会は、本条約第22条に定める個人通報制度を含めて、個人通報に関する自由権規約、女性差別撤廃条約の各選択議定書並びに人種差別撤廃条約第14条による個人等の通報制度につき、選択議定書の批准、並びに個人通報等の受諾宣言を早期に実現するよう、内部に特別委員会を設置し、政府関係各閣僚、並びに外務省、法務省等の関係機関に働きかけを行ってきた。

その結果、批准、受諾宣言を行えば実務を担当することになる外務省、法務省等は、現在、上記委員会の委員の接触したところでは、政治決断があれば上記批准、並びに受諾宣言に対応する用意は充分

整っていると声明するまでになっている。しかるに日本政府は、度々閣僚人事が入れ替わることもあり、未だ実現していない。しかし、拷問等禁止条約第22条の受諾宣言は、日本の制度上、国会の容認を要さず、閣議で承認されれば直ちに実行可能である。

また、条約の選択議定書批准については、政府において検討されたことを示す何らの情報もない。

日本政府に対し、拷問等禁止条約第22条の受諾宣言を直ちに受諾の意思を表明し、その手続をするよう勧告行っただきたい。

33. テロの脅威に対応するために締約国がとった措置につき最新の情報を提供されたい。また、これらの措置が法律上あるいは事実上人権保護に影響を与えたか否か、与えた場合にはどのように与えたかについて、及び、どのようにしてテロ対策のためにとられたこれらの措置が国際法上のすべての義務に合致することを確保しているかにつき説明されたい。法執行機関関係者に対する関連研修について、そのような規定の下で有罪判決を受けた人数及びその罪名について、テロ対策のためにとられた措置を受けた者に対する法的救済措置について、国際的基準の不遵守についての申立てがあるか否か、及び、その申立ての結果、のそれぞれにつき説明されたい。

1 日本政府のとった措置について

政府報告書は、テロの脅威に対応するために締約国がとった措置については、以下のとおりである。

- (1) 2004年12月、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において「テロの未然防止に関する行動計画」が策定された。これに基づき、我が国は 上陸審査時に外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付ける規定の整備、外国人テロリスト等の退去強制事由に関する規定の整備等を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(2006年法律第43号)」を2006年5月に成立させたこと
- (2) 2008年12月、犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、これまでの国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部における成果も踏まえつつ、



「テロの脅威等への対処」のための施策が盛り込まれ、これらの行動計画に基づき関係省庁にて施策が推進されていること

- (3) 法務執行機関関係者に対する関連研修として、毎年、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修の中で国際的な人権保障に関わる研修を実施しているほか、組織的犯罪に係る犯罪収益の没収等に関する司法研究を実施し、その研究結果をまとめた報告書を各裁判所に配布していること、検察官、矯正職員、入国管理局職員等に対して、その経験年数等に応じて各種研修を実施しているところ、その中で、国際人権関係条約及び関連する諸条約等の人権課題をテーマとした講義を実施する等、広く人権に関する理解の増進に努めていること

を指摘している。

## 2 政府報告書の問題点について

- (1) 政府報告書が指摘する2004年12月の「テロの未然防止に関する行動計画」が、この分野でのもっとも包括的な行動計画であるが、その内容がすべて実行されている訳ではない。特に、「今後検討を継続すべきテロの未然防止対策」としてあげられたテロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制、テロリスト及びテロ団体の指定制度、テロリスト等の資産凍結の強化については、国民の基本的な人権、特に団体結社の自由（憲法第21条第1項）に抵触するおそれがあり、安易に制度化されるべきではなく、慎重な議論が求められる。

なお、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部は、2012年6月、「テロ資金対策の推進について」と題する文書を公表し、上記のとの関連で、「3. 我が国の企業がテロリストとの関係を遮断することは、国際テロの未然防止・根絶のための重要な課題であり、企業にとっても、社会的責任の観点から極めて重要である。関係省庁においては、今後、関係業界・企業において、業態の特性を踏まえつつ、契約書や取引約款に指定対象者との取引拒否等を定めた事項が盛り込まれる等、テロ資金対策の実効が上がるよう、その普及啓発に努めるとともに、指定対象者による取引を認知した場合は速やかな情報共有を行うことで、我が国に

おけるテロ資金対策の一層の推進が図られるよう努めるものとする。」と述べているが、暴力団排除条例が全国で整備されたことから、企業において、契約書や取引約款に、暴力団関係者を含む反社会的勢力との取引拒否等が定められつつあるが、そこにテロリストも含むのか否かについては、テロリストの概念が曖昧であることもあり、必ずしも明確ではないと言わざるを得ず、この点の普及啓発はこれからと評価せざるを得ない。

(2) 政府報告書は、2008年12月、犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に言及しているが、その推進はまだ進んでいないと言わなければならない。

(3) 政府報告書は、裁判官や検察官、矯正職員、入国管理局職員等に対する研修についても言及しているが、それらの者に対する人権教育はまだ不十分と言わざるを得ない。

とりわけ、国際人権法に関する研修がほとんどなされていないのが現状であり、国際人権法に関する研究者やその分野に造詣の深い弁護士による研修を実施すべきであるが、全くなされておらず、海外と比較して、大変に遅れていると言わなければならない。

(4) なお、有罪判決を受けた人数及びその罪名についてテロ対策のためにとられた措置を受けた者に対する法的救済措置については、国内において特に事例は存しない。

日本政府に対し、政府が導入を検討しているテロリスト及びテロ団体の指定制度やテロリスト等の資産凍結の強化については、国民の基本的な人権、特に団体結社の自由（憲法第21条第1項）と抵触するおそれがあり、安易に制度化されるべきではなく、人権保障に関する慎重な配慮のもとに議論が進められるべきである旨、勧告を行っていただきたい。

34. 関連する法的決定を含め、前回の政府報告提出以降に行われた、国内における人権の保護・促進のための法的・組織的枠組みについての関連する新たな進展についての詳細な情報を提供されたい。

特にコメントはない。

35. 国内の人権計画，そのための資源配分，その手段，目的及び成果を含め，前回の政府報告提出以降に行われた，国内における人権保護・促進のためにとられた新たな政治的，行政的その他の措置についての詳細な関連情報を提供されたい。

1 政府回答について

このような法務局の相談体制にもかかわらず，子どもに対する人権侵害は頻発している。

例えば，その最たるものとして，日本ではいじめを原因とする自殺の問題がある。

2011年，滋賀県の中学校で生徒が自殺し，その原因は同級生からのいじめであると報道され，大きな社会問題となった。その他にも，いじめが原因と見られる子どもの自殺は後を絶たない。

このことは，子どもに対する人権侵害が起こっても，それを救済するための仕組みが機能しておらず，最終的に人権侵害された子どもの自殺という最悪の結果を招いていることを示している。

日本政府に対し，締約国は，子どもに対する人権侵害が頻発している現状を踏まえ，子どもをあらゆる人権侵害から救済するシステムを構築し，子どもの人権擁護に必要なあらゆる必要な措置を講じるよう勧告を行っていただきたい。

36. 必要な統計的データや，締約国内において生じたあるいは条約と関連する何らかの出来事を含め，2007年の前回の政府報告審査以降，条約の実施あるいは委員会の最終見解の実行のためにとった措置や進展についてのその他の情報につき提供されたい。

1 政府回答について

(1) 2009年，広島少年院において，少年院の法務教官が，少年院に収容中の複数の少年に対し暴行を加える事件が発覚した。この事件では，5人の法務教官が特別公務員暴行陵虐罪で起訴され，いずれも有罪判決が確定した。

(2) かかる少年院内での暴行事件を踏まえ，政府回答のとおり，「少年矯正を考える有識者会議」が設置され，議論がなされた。

少年矯正の在り方についての提言書においては，具体的提言の

第1として、少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開を掲げ、さらに具体的に、施設内の適正化機能の強化、施設運営の透明化の確保等を挙げている。

(3) 少年矯正の在り方についての提言書を受け、政府は、2012年3月、少年院法改正及び少年鑑別所法の制定を閣議決定し、両法案を国会に提出した。

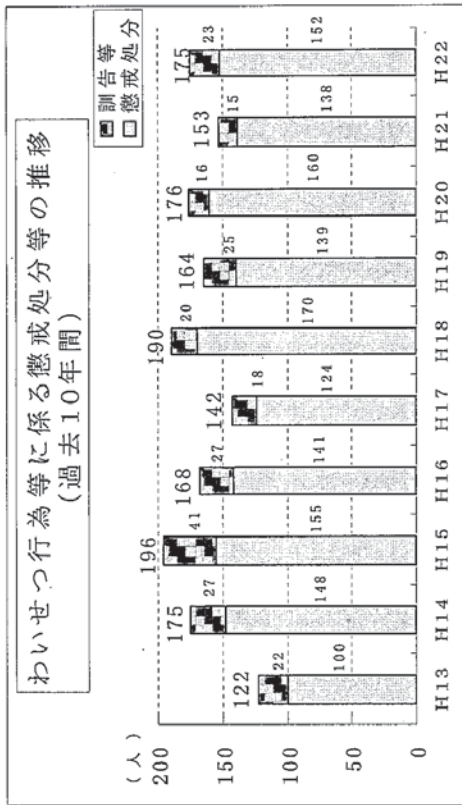
両法案においては、少年院と少年鑑別所に外部の視察委員会を設置する、少年が法務大臣に直接救済を申し立てる制度を新設する等、上記提言書を踏まえた内容の定めが盛り込まれている。

しかし、両法案は同年9月、国会において廃案となった。

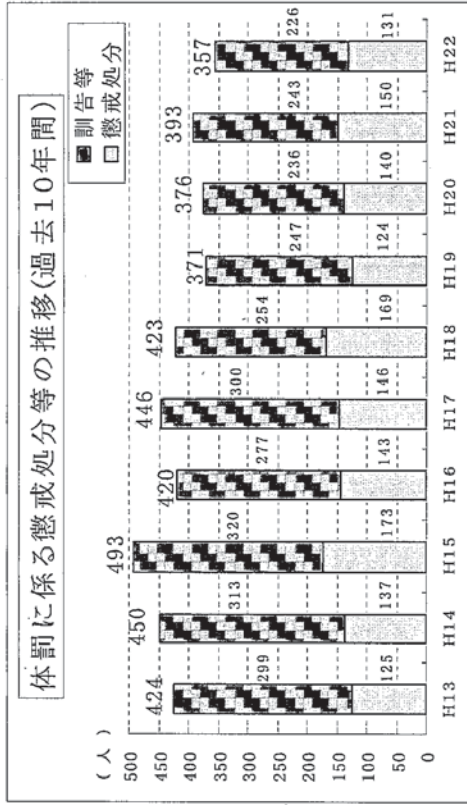
すなわち、政府報告のいう少年矯正の適正化については、現在頓挫してしまっている。

<p>日本政府に対し、少年院、少年鑑別所において少年の人格の尊厳を守る適正な処遇をするため、立法等あらゆる必要な措置を講じるよう勧告を行っていただきたい。</p>
---

# 別紙資料



出典：文部科学省資料



出典：文部科学省資料